

日本刑事政策研究会・日本BBS連盟主催

## わかものシンポジウム

### 「安心・安全な社会の実現に向けた若者の役割について」

令和2年1月25日(土)  
13:30～16:50  
更生保護会館 4階会議室

#### 【プログラム】

開会挨拶 小津博司 一般財団法人日本刑事政策研究会会長  
戸田信久 特定非営利活動法人日本BBS連盟会長

#### イントロダクション

「犯罪白書に見る若者の犯罪・犯罪被害・立ち直り」  
鈴木 望 法務省法務総合研究所室長研究官

#### ディスカッション

第1部 懸賞論文に関して  
第2部 BBS活動に関して

#### 講 評

閉会挨拶 梶木 壽 一般財団法人日本刑事政策研究会常任理事

## 開 会 挨拶

一般財団法人日本刑事政策研究会会長 小 津 博 司

皆さん、こんにちは。日本刑事政策研究会会長の小津と申します。

今日はお休みの土曜日でありますし、特に学生の方にとりましては学期末といえますか、年度末近くの大変重要な時期なんだろうと思いますけれども、こういう時期にわざわざこのシンポジウムにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このシンポジウムは、今年4月の京都 kongress に先立って行われるユースフォーラムに向けて開催されるものであります。京都 kongress は、皆さんご承知のとおり刑事司法分野における国連最大の会議で、50年ぶりに日本・京都で開催されることになりました。ユースフォーラムは世界の若者たちが kongress の議題に関連したテーマについて議論を行うもので、そのメインテーマは「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」となっております。

このユースフォーラムは、次代を担う世界の若者が kongress の議論に参加する重要な意義を持つものでありますけれども、世界各国の人々が集う会議でありますので、これに参加する日本の若者の数はおのずから限られるわけであります。そこで、私たちは、より多くの若者が実質的にユースフォーラムの議論に参加する場を設けたいと考えました。

まず、刑事政策研究会では例年、読売新聞社と共催で懸賞論文を募集しておりますが、今回は、そのテーマをユースフォーラムの議論の1つである「青少年犯罪の予防、罪を犯した青少年の社会復帰における若者の役割」として実施いたしまして、昨日、その成績優秀者に対する表彰式を行いました。そして今日、その懸賞論文の内容とBBSの皆さんの活動をベースにして「安心・安全な社会に向けた若者の役割について」、このシンポジウムを開催することにいたしました。その成果を踏まえて4月のユースフォーラムを開催していただきたいと考えております。

このシンポジウムには、その懸賞論文で優秀な成績をおさめた方々、BBS会員の方々、ユースフォーラムに参加する予定の方々、そしてこの分野に関心を持って勉強しておられる方々に参加いただくことができました。ディスカッションでは、法務省の若手、中堅の職員が皆さんのサポートをすることになっております。

今日のシンポジウムの内容は、ユースフォーラムに参加される皆さんによって4月のユースフォーラムの議論に生かしていただけることになると思います。ですから、皆さんは今日のシンポジウムで自分の考えを主張し、互いの議論を深めることによってユースフォーラム、そして kongress に参加することになるわけでありませう。

また、BBS会員の皆さんには、今日の内容をこれからの活動の糧としていただきたいと思っておりますし、学生研究者の皆さんには今後の勉学、研究に役立てていただきたいと思っております。

この場には、私を含む刑事政策研究会とBBS連盟の関係者や法務省の職員もおられますけれども、我々も皆さんの議論から学んで、大いに刺激を受けられることを楽しみにしております。

終わりに、このシンポジウムを共に主催していただく日本BBS連盟、後援いただく読売新聞社と法務省にお礼を申し上げて、主催者の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

## 開 会 挨拶

特定非営利活動法人日本BBS連盟会長 戸 田 信 久

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきましたNPO法人日本BBS連盟の会長をしております戸田でございます。

本日のシンポジウムの開催の趣旨、目的や開催に至る経緯につきましては、小津会長からただいまご紹介いただきましたとおりでございます。大変貴重な機会であるユースフォーラムを視野に入れながら、日本においてより多くの若い方々に自主的に参加していただきたいということで、この機会を設けたわけでございます。

大変すぐれた論文を書かれた方、日ごろBBS運動に取り組んでおられる方々、それから安心・安全な社会の実現に向けてさまざまな角度から関心を持っておられる方や研究者の方にもご参加いただきました。とりわけユースフォーラムに参加される方々にとっては、世界各国の若者と議論をするに際して自分たちの議論の内容を深めるのに大変いい機会ではないかと思えます。本日の議論の成果をその機会に生かしていただければと思います。

最後に、このような意義を持ちます本日のシンポジウムの開催に当たりまして多大なご協力をいただきました読売新聞社、法務省の関係の方々にご心よりお礼を申し上げますとともに、本シンポジウムが実り多いことを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

## イントロダクション

### 「犯罪白書に見る若者の犯罪・犯罪被害・立ち直り」

法務省法務総合研究所研究部室長研究官 鈴木 望

ただいまご紹介にあずかりました法務省法務総合研究所研究部室長研究官の鈴木と申します。本日は、主に犯罪白書に基づきまして、若者の犯罪・犯罪被害・立ち直りというテーマについてお話しさせていただきたいと思っております。

まず最初に、犯罪白書について紹介させていただきます。犯罪白書は、法務省法務総合研究所が昭和35年から発刊しているものでありまして、我が国の刑事政策に関する基礎資料でございます。前の年のデータを中心に、犯罪の動向と犯罪者処遇の概況を紹介するとともに、その時々々の社会・犯罪情勢に即した特集を組んでおります。ちなみに、令和元年版の特集テーマは「平成の刑事政策」ということで、平成期における犯罪の動向、犯罪者の処遇や立法の推移について振り返りをしております。本日は、この令和元年版犯罪白書の内容を中心にお話しさせていただきたいと思っております。

なお、法総研研究部につきましては、検察、矯正、更生保護出身の研究官等で構成されておりました、刑事政策全般に関して総合的に調査・研究を実施する機関でございます。

ちなみに、（2枚目のスライドの）左下に見えている写真は法総研の本所があります法務省の赤れんが棟、右下が、研究部が所在しております浦安センターの写真でございます。

まず最初に、犯罪動向について紹介させていただきます。少年の犯罪動向です。

これ（3枚目のスライド）は、青い棒グラフが少年の犯罪動向の推移を示しているものです。背景がピンクになっているところは平成期でございます。平成の最初に検挙人員は20万人弱だったものが、平成16年以降は毎年減少しておりまして、平成30年には3万人余りにまで減少しております。もちろんその間、少子化が進んでおりますので、その影響が大きいのではないかとすることは指摘としてあるかと思っております。それもあろうかと思っておりますが、「少年人口比」と書かれている青色の折れ線グラフにご注目ください。少年人口比というのは10歳以上の少年10万人当たりの検挙人員でございます。こちら平成の後期に右肩下がりに下がっていることが見てとれるかと思っております。これは少子化の影響だけでなく、犯罪に及ぶ少年の割合自体が減っていること、平たく言うと少年の行儀がよくなっていることのあらわれかと存じます。

続きまして、少年による刑法犯について年齢層別に見たものです。

こちら（4枚目のスライド）も人口比をあらわす折れ線グラフに主に注目していただきたいと思っております。一番上にオレンジ色の折れ線が見えてございますが、こちらは年少少年、14歳、15歳をあらわします。次に青色の中間少年、16歳、17歳の人口比でございます。こちらが平成の後期に大きく下がっていった、年長少年との差が小さくなっていることが見てとれるかと思っております。

こちら（5枚目のスライド）は、少年がどのような犯罪で検挙されているのか刑法犯に限って見たものでございますが、平成元年、15年、30年と上から順に並べております。窃盗が一番多く、過半数であることは変わりありません。ただ、近年、特殊詐欺による少年の検挙人員が増えていることも注目すべきことかと存じます。例えば、平成30年には749人に上る少年が特殊詐欺として検挙されておりますが、これは特殊詐欺検挙人員全体の27%を超える高い数字でございます。

こちら（6枚目のスライド）は、少年の検挙人員の罪名で一番多い窃盗の動向について30年間を見たものでございます。平成の終わりに向かって下がっていくことと、特に多い手口として、右側でございますが、万引きが多いことが見てとれるかと思えます。

（7枚目のスライドは）その他の罪名です。これも30年分の少年の検挙人員を罪名別に見たものです。恐喝、平たく言うとカツアゲと言うと思えますが、恐喝や横領、これは遺失物等横領のように自転車の持ち出しなども含みますが、こういうものは激減しておりますが、暴行のようなものは余り変わっていないことが見てとれるかと思えます。

（8枚目のスライドで）ほかの罪名についても見てみますと、強盗については、おやじ狩りとかバイクを使った引ったくり等も平成の中期に多くあったと思えますが、それも平成の後期には減少しております。ただ、性犯罪についてはそれと違う動向を示していることも念頭に置く必要があるかと思えます。

こちら（9枚目のスライド）は刑法犯検挙人員について、共犯事件の動向を見たものです。少年事件の特徴として、共犯による事件が多いと言われております。平成元年、15年、30年とその共犯率、右のほうでまとめておりますこの数値は下がってはおりますが、平成30年においても成人の共犯率10%と比較すると、まだ高いことが見てとれるかと思えます。

こちら（10枚目のスライド）は薬物に限って検挙人員の動きを見たものです。覚せい剤取締法違反は平成の前半にはかなり大きな割合を占めておりましたが、それが激減して、平成30年には100人を切っております。それと対照的な動きが大麻でございまして、右側のオレンジの線でございます。平成の末期になると物すごい勢いで上昇している、そういう図が見られると思えます。なお、10代だけでなく、20代、30代においても大麻で検挙される人員が増えています。

（11枚目のスライドは）少年が検挙された後の動きでございます。少年事件は基本的に全て家庭裁判所に送致されて、そこで処分を受けることとなります。軽微な事件も含まれておりますので、黄色やオレンジの不処分や審判不開始も多くあります。ただ、保護処分、少年院送致や保護観察処分も相当数いるのが実情です。平成30年の「ア 一般保護事件」を見ていただきますと、家庭裁判所終局処理人員の6.7%については少年院送致、22.6%が保護観察という処分を受けていることが確認できるかと思えます。

こちら（12枚目のスライド）は、少年院入院者の動きを見たものです。先ほど来、少年犯罪が減っていると述べておりますが、その流れもありまして、少年院入院者についても平成の後半に大きく減少しているところであります。

こちら（13枚目のスライド）は少年院入院者について、年齢層別に見たものです。先ほど出ておりました年少、中間、年長という区分で見えておりますが、減少している中で一番多い年齢層が年長少年、18歳、19歳の層であることは変わりありません。平成30年で言っても5割ほどは年長少年でありました。

こちら（14枚目のスライド）は少年院に入院した者について非行罪名を平成元年、15年、30年別に見たものです。まずは男子について見ていただきますと、平成30年を見ていただきますと、先ほど申し上げましたように特殊詐欺の検挙人員、組織的に行われることが多いと思えますが、特殊詐欺を含む詐欺によって少年院に入院している者の率が高まっていることが見てとれるかと思えます。また、年少少年につきましては、性犯罪による入院者も相当数いることが見てとれるかと思えます。

こちら（15枚目のスライド）は女子です。女子につきましては男子と違う様相を呈していまし

て、平成30年を見ていただきますと、真ん中になるかと思いますが、覚せい剤による入院者が多いことが特徴的かと思えます。

これ（16枚目のスライド）は少年院入院者の特徴について紹介したものであります。教育程度別、就学・就労別、不良集団関係別、保護者状況別というものでございます。教育程度別につきましては、中学校卒業や高校中退の占める割合が高くなっていること、就学・就労別では、女子では無職が多くなっていることが見てとれるかと思えます。また、不良集団関係別では、不良集団と関係ある者が男女とも4割、このオレンジ以外の者を指しておりますが、4割ほどいることが確認できるかと思えます。もっとも、この割合は平成元年、15年、こちらには図はありませんけれども、こちらと比較すると低下しております。平成元年、15年を見ても暴力団や暴走族と関係のある人たち、③の左のほうでオレンジと水色になっておりますが、この層につきましては男子では4分の1を超えておりましたし、女子でも15%を超えるというものでしたので、不良集団関係については、暴力団、暴走族とのつながりが薄まっていることが見てとれるかと思えます。

少年院まで来ました。次は、保護観察の関係でございます。

（17枚目のスライドは）少年の保護観察開始人員の移り変わりを見たものであります。一番上の背びれのようなものですが、これは交通の関係の短期保護観察でございます。こちらの交通短期保護観察の減少が目立つところでありまして、

次（18枚目のスライド）は、保護観察処分少年と少年院仮退院者について、その終了状況を見たものであります。有職者であったり学生・生徒であったりすると、解除や退院、期間満了ということで無事に終わる割合が高い一方、無職者については保護処分の取り消しとなる割合が高いという対照的な結果になっていることが明らかであります。

犯罪被害についてもご紹介させていただきます。

これ（19枚目のスライド）は刑法犯の認知件数のうち、人が被害者となった事件の被害者の年齢について見たものであります。年齢層別に見ると20代、20歳から29歳は他の年齢層と比較して最も被害者が多くなっておりまして、全体の2割ほどとなっております。13歳から19歳の層についても20代に続いております。なお、近年、SNSに起因する犯罪の被害児童数が増加傾向にありまして、児童買春や児童ポルノなどの被害児童数は平成30年には1,811人に及んでいるという報告があります。

（20枚目のスライドは）ちょっと見にくい図ではありますが、年齢層と罪名に分けて被害発生率、つまり、10万人当たりの被害者数の移り変わりを見たものです。これでもオレンジ色が13歳から19歳、黄緑色が20代となっておりますが、上限の変動はあるものの、若者の被害発生率が高いことが見てとれます。

（21枚目のスライドは）立ち直りの関係です。検挙人員は減少しておりますが、再非行少年についてはそれほど減っていないということでありまして。再非行少年を減少させていくことが刑事政策上の課題であることは変わりないところであります。

これ（22枚目のスライド）は平成8年と平成26年に少年院を出院した者について、その後5年以内に施設に戻った率を見たものです。黒が少年院に戻った者、青が少年院と刑事施設に戻った者でございます。平成8年と26年を比べると、平成26年のほうがカーブが緩やかではあるかと思えますが、依然として相当の者が戻っていることがわかります。もっともそのカーブを見ると、2年目までは急カーブだったものがだんだん緩やかになっていることも見てとれるところであり

まして、出院直後のケアが重要であることがうかがわれると思います。

ここまで犯罪白書についてご紹介させていただきました。

犯罪白書に加えまして、（23枚目のスライドのとおり）法総研では2018年に立ち直りに関する研究の結果を公表しております。平成25年に全国の少年院を出院した者を対象に、その後の状況について調査を実施しています。その中でも質問紙調査というのは、出院して1年余り経過した平成26年6月時点での調査を行って、立ち直った者をデシスタンス群と呼んでおりますが、この者たちと再入院群を比較するという手法の研究をしております。その中のデータを幾つか紹介して、終わらせていただきたいと思います。

まず、（24枚目のスライドは）デシスタンス群と再入院群について、家族と一緒にいることが楽しいと感じる者を比べると、デシスタンス群では感じる者が多いという報告であります。一方、知人と一緒にいることが楽しいと感じる層について、黄緑色とピンクを合計しますと余り変わらないのですが、黄緑色のほうが多いのが再入院群になっていて、友達といえるのがとても楽しいと感じる人が多いんだなということが見てとれます。友達と楽しく過ごせるならいいのかなという気もいたしますが、それでは、その友達関係がどのようなものなのかを見てみます。

（25枚目のスライドで）友達についてどういう評価をしているかという点について、まず、学校や仕事に一生懸命打ち込んでいた友達はどれぐらいいるかを見てみますと、デシスタンス群にはそういう友達が多い、再入院群にはそういう友達は多くないという結果が出ておまして、デシスタンス群については良好な友人関係を保っている者が多いことがうかがわれます。

一方で、（26枚目のスライドで）非行性のある友人関係について見てみますと、こちらは再入院群について、見ていただいているような不良行為、無免許運転とか器物損壊等に及ぶような友人が多くいる者が多いことが見てとれるかと思えます。したがって、少年の立ち直りにつきましては、その友人関係、どのような友人を持つのか、どのようなロールモデルを持つのがとても重要になっていることが、この結果からうかがわれるのではないのでしょうか。

ここまで非常に駆け足となりましたが、若者の犯罪・犯罪被害・立ち直りについてお話しさせていただきました。

本日お話しいたしました犯罪白書や研究部報告につきましては、法務省のウェブサイトで全文参照することが可能となっておりますので、皆様の研究や勉学にご活用いただければと思います。また、本日の議論にも有効にご利用いただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。

犯罪白書に見る

# 若者の 犯罪・犯罪被害・ 立ち直り

法務省法務総合研究所 研究部  
室長研究官 鈴木 望

1

## 犯罪白書

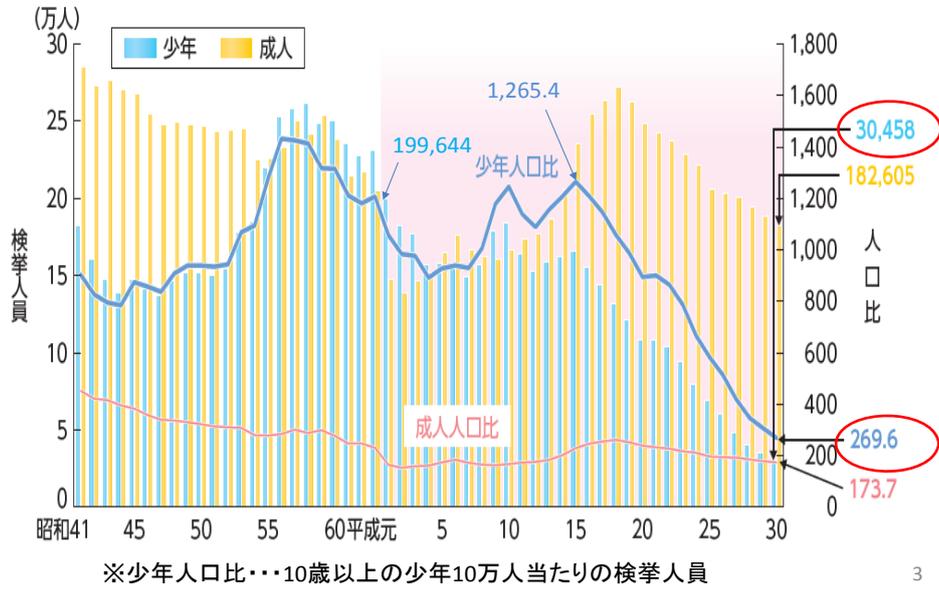
- 法務省法務総合研究所が昭和35年から毎年発刊  
我が国の刑事政策に関する基礎資料  
犯罪の動向と犯罪者処遇の概況を紹介  
そのときどきの社会・犯罪情勢に即した特集  
令和元年版の特集テーマは「**平成の刑事政策**」

- ※ 法務総合研究所研究部  
刑事政策全般に関して総合的な調査・研究を実施  
→犯罪白書・研究部報告等で公表  
検察・矯正・更生保護出身の研究官等で構成



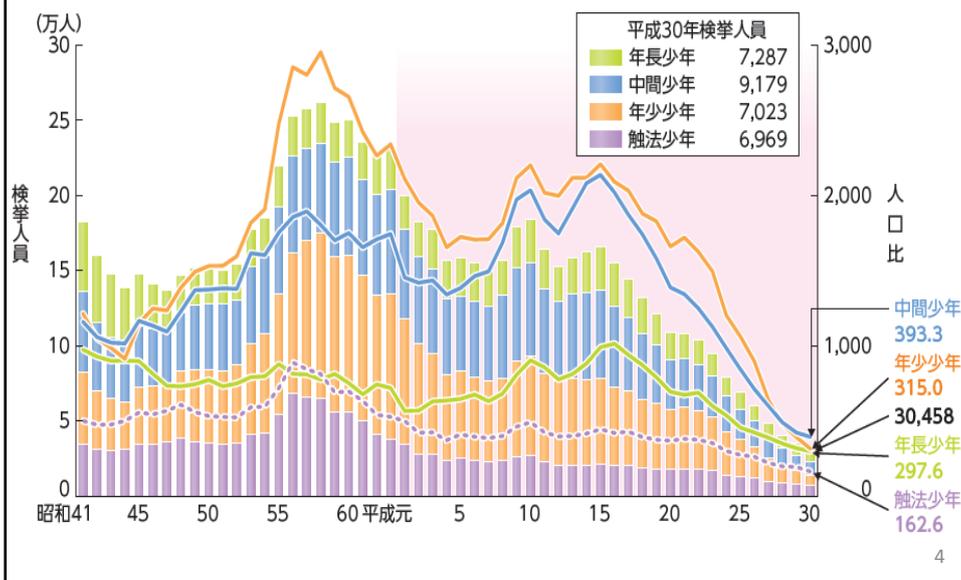
2

## 刑法犯（少年・成人別の検挙人員・人口比の推移）



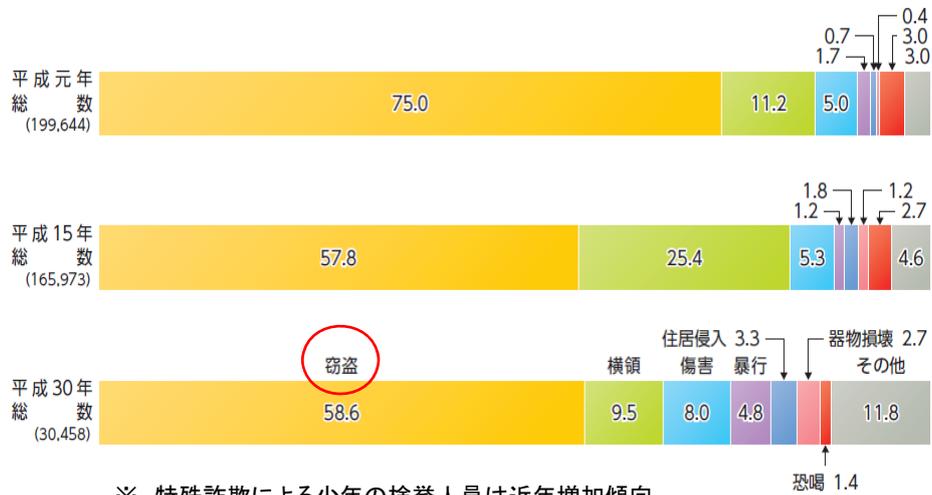
3

## 少年による刑法犯（検挙人員・人口比の推移／年齢層別）

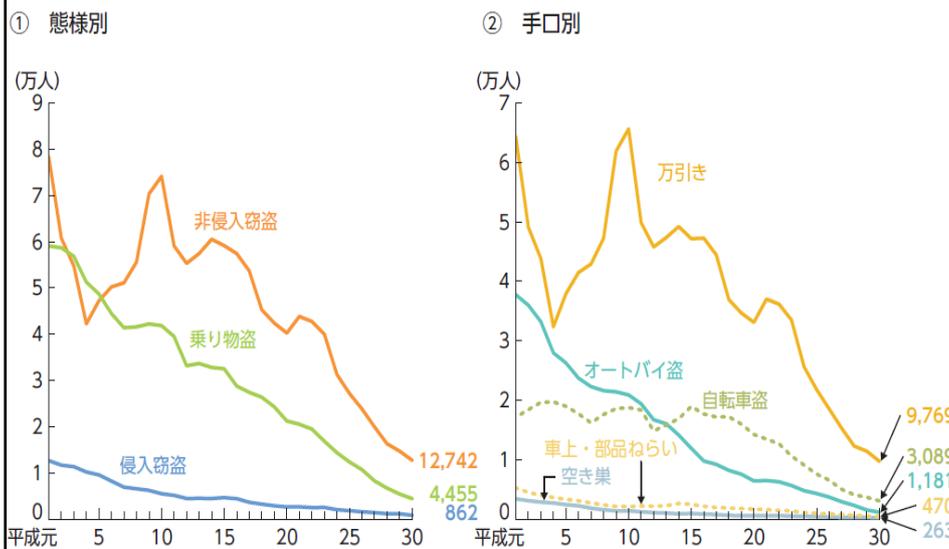


4

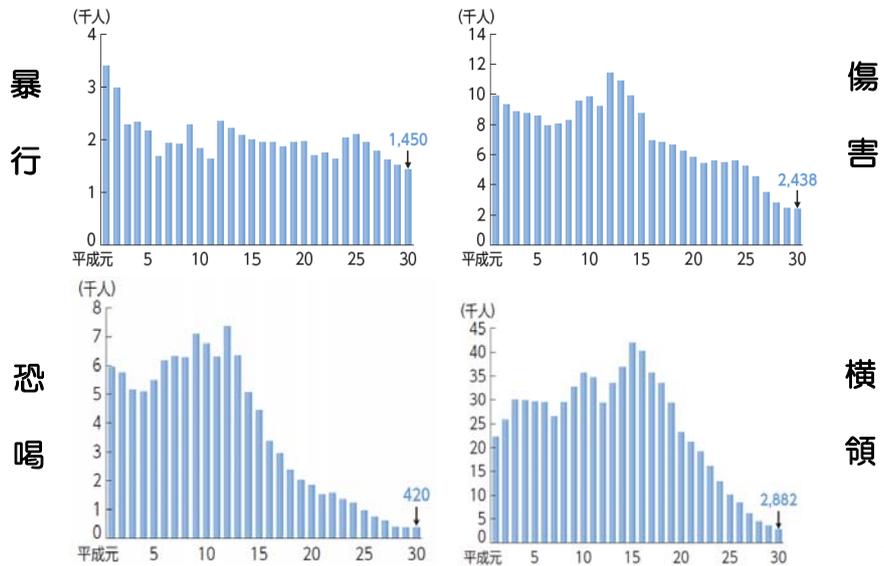
## 少年による刑法犯（検挙人員／罪名別構成比）



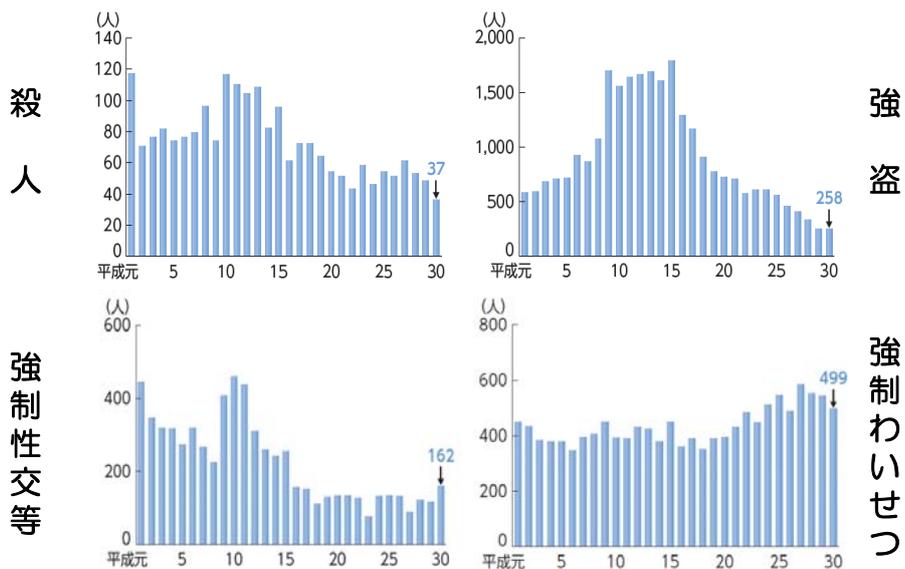
## 少年による窃盗（検挙人員の推移／態様別・手口別）



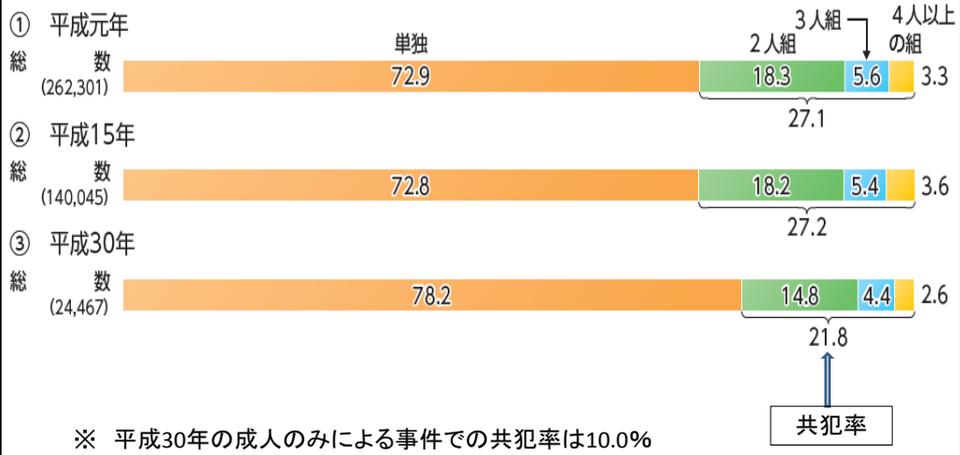
## 少年による刑法犯①（検挙人員の推移）



## 少年による刑法犯②（検挙人員の推移）

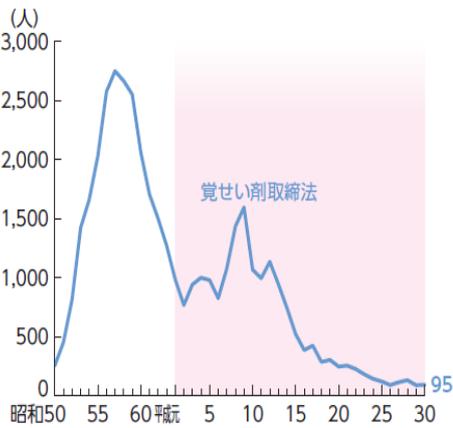


## 共犯事件 少年のみによる刑法犯 (検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比)

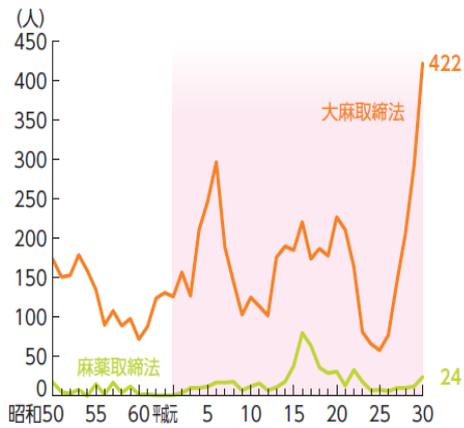


## 少年による薬物犯罪 (検挙人員の推移)

① 覚せい剤取締法



② 大麻取締法・麻薬取締法



## 少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比

③ 平成30年

ア 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く）（28,853）



イ 過失運転致死傷等保護事件（12,693）

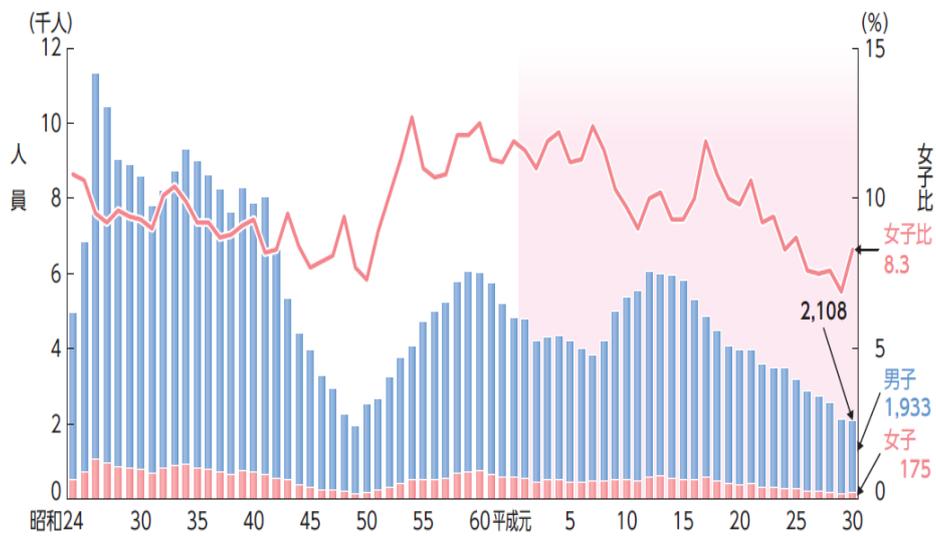


ウ 道路交通保護事件（13,040）

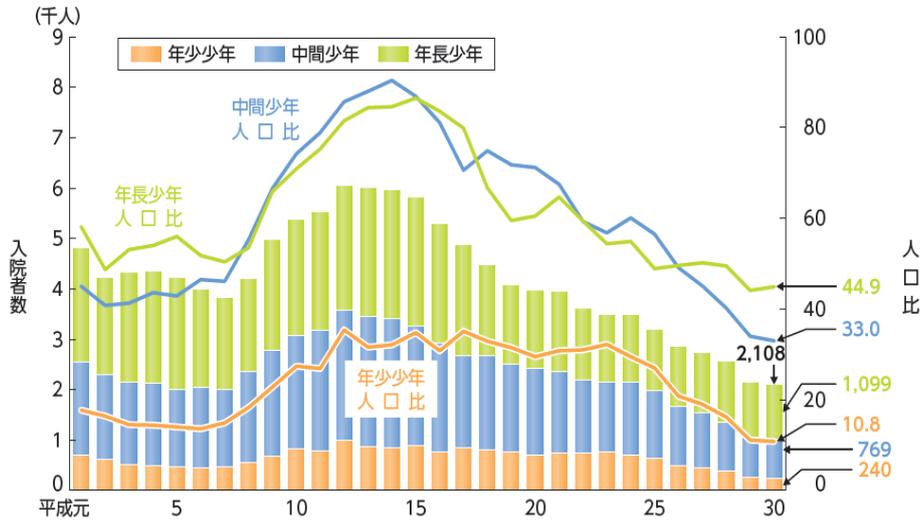


■ 検察官送致（刑事処分相当）   
 ■ 検察官送致（年齢超過）   
 ■ 少年院送致   
 ■ 保護観察  
■ 不処分   
 ■ 審判不開始   
 ■ その他

## 少年院入院者（男女別の人員・女子比の推移）



## 少年院入院者（年齢層別の人員・人口比の推移）



13

## 少年院入院者（非行名別構成比／男女別・年齢層別）

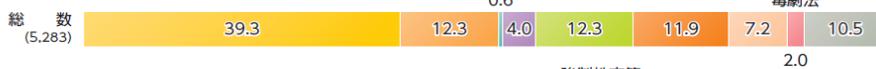
(平成元年・15年・30年)

### ① 男子

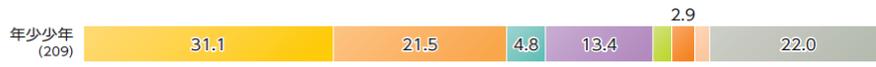
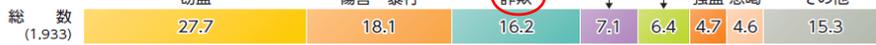
ア 平成元年



イ 平成15年



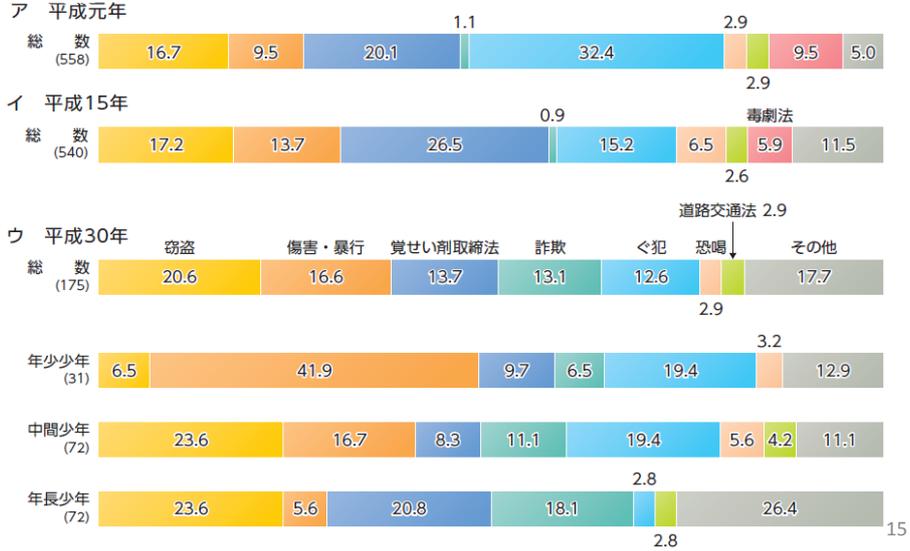
ウ 平成30年



14

## 少年院入院者（非行名別構成比／男女別・年齢層別）

### ② 女子



## 少年院入院者の特徴（男女別）

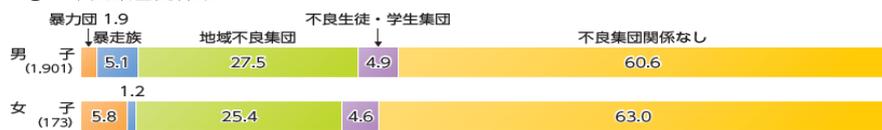
### ① 教育程度別



### ② 就学・就労状況別



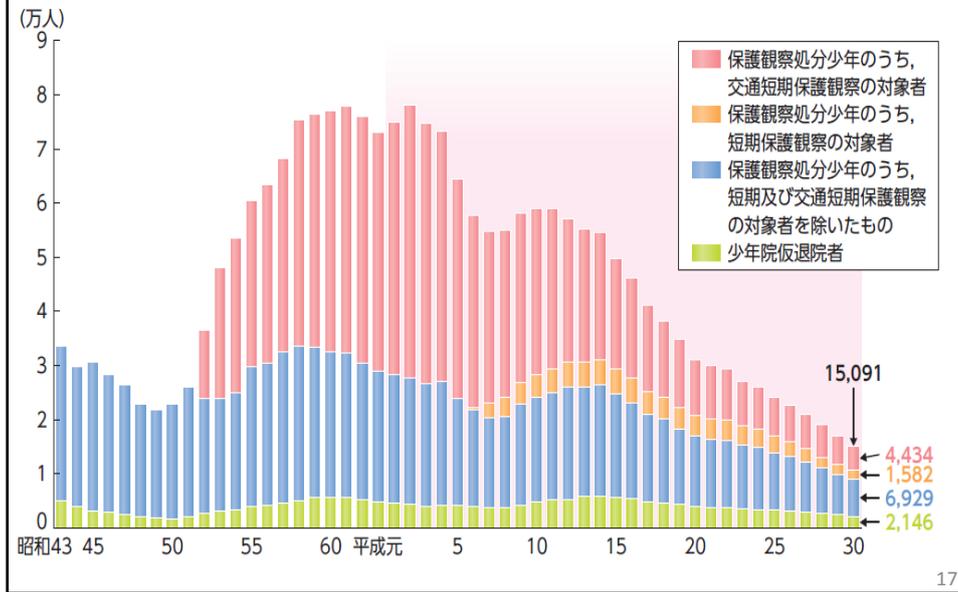
### ③ 不良集団関係別



### ④ 保護者状況別



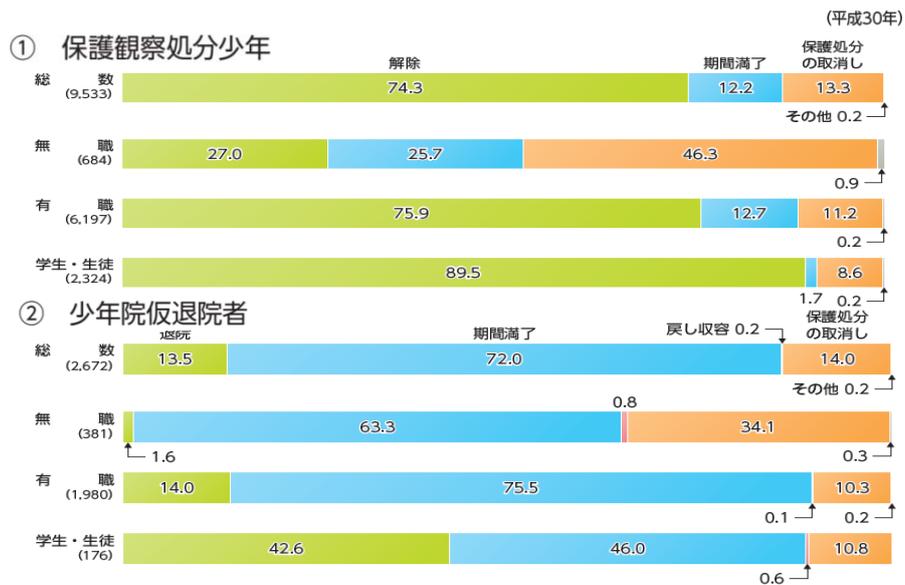
## 少年の保護観察開始人員の推移



17

## 少年の保護観察終了人員

(終了事由別構成比／総数，終了時の就学・就労状況別)



18

# 人が被害者となった刑法犯認知件数

(主な罪名別／被害者の年齢層別)

(平成30年)

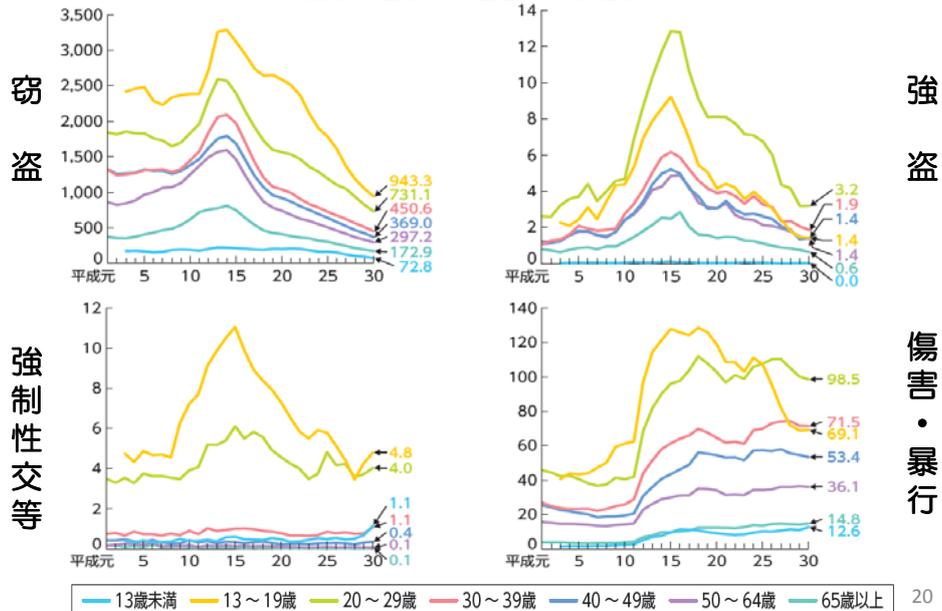
罪名	総数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
	男性	女性	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数	542,917 (100.0)	190,830 (35.1)	12,466 (2.3)	4,569 (36.7)	85,575 (15.8)	29,574 (34.6)	111,314 (20.5)	42,931 (38.6)	81,414 (15.0)	26,450 (32.5)	84,705 (15.6)	26,513 (31.3)	85,026 (15.7)	25,127 (29.6)	82,417 (15.2)	35,666 (43.3)
殺人	905	374	57	23	42	28	126	48	119	40	144	46	175	63	242	126
強盗	1,624	618	4	3	116	62	402	174	273	74	270	94	328	106	231	105
強姦等	1,307	1,251	151	123	388	372	507	499	158	155	67	66	18	18	18	18
暴行	31,362	13,819	958	387	3,079	1,482	7,131	3,664	6,084	2,810	5,925	2,441	5,141	1,743	3,044	1,292
傷害	22,523	8,434	714	231	2,502	683	5,238	2,209	4,373	1,781	4,093	1,599	3,381	1,089	2,222	842
脅迫	3,476	1,680	27	17	401	264	713	438	617	294	702	299	655	237	361	131
恐喝	1,718	292	19	2	351	34	580	86	248	44	237	60	190	42	93	24
窃盗	444,457	141,154	9,646	3,024	76,213	24,487	91,778	32,290	65,930	19,443	69,229	20,166	70,138	19,682	61,523	22,062
詐欺	29,346	17,682	6	2	736	493	2,782	1,537	2,932	1,227	3,589	1,410	4,746	2,016	14,555	10,997
横領	555	127	1	0	14	4	61	20	110	22	137	29	146	24	86	28
強制わいせつ	5,340	5,152	773	681	1,575	1,521	1,976	1,951	561	553	308	300	107	106	40	40
略取誘拐・人身売買	304	247	110	76	158	144	20	15	9	7	4	3	1	1	2	1

※ 近年、SNSに起因する犯罪の被害児童数が増加傾向 平成30年は1,811人

19

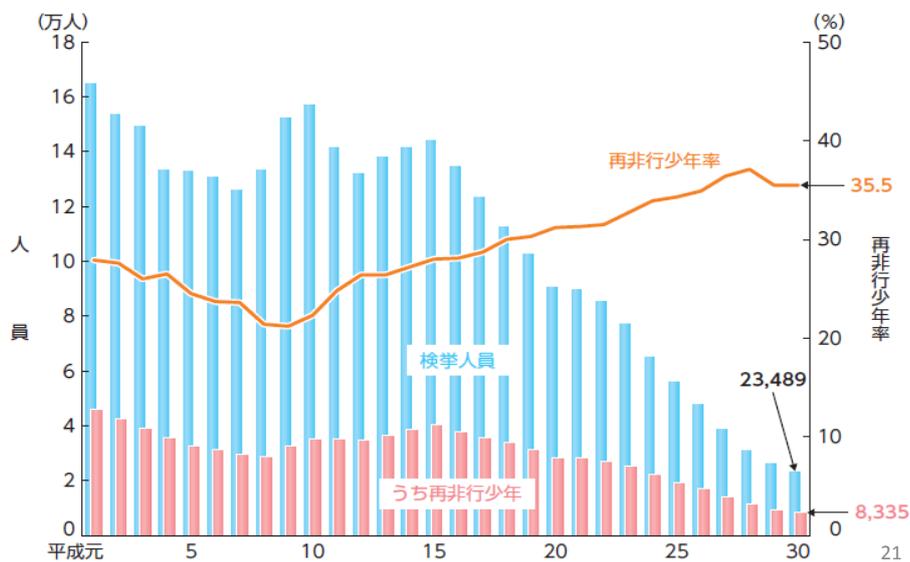
# 人が被害者となった刑法犯 被害発生率の推移

(主な罪名別／被害者の年齢層別)

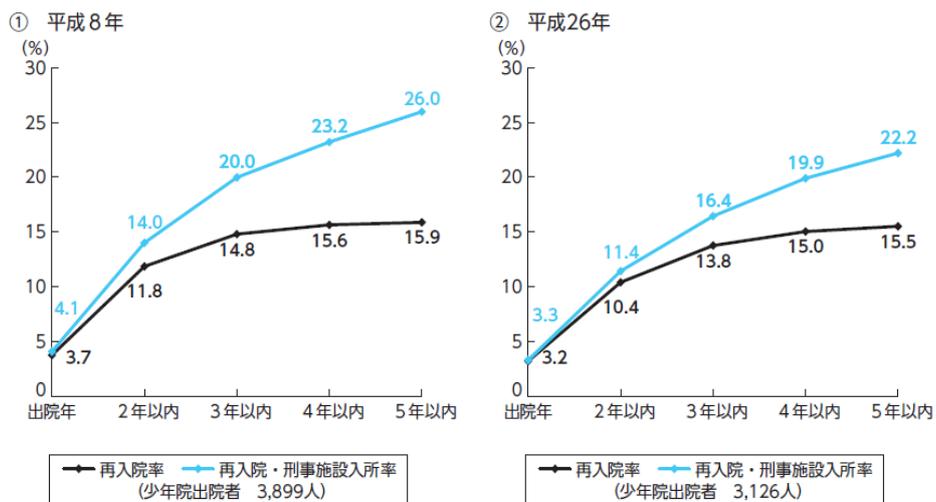


20

## 少年の刑法犯（検挙人員中の再非行少年）



## 少年院出院者 (5年以内 再入院率と再入院・刑事施設入所率)



## 研究部報告58

### 青少年の立ち直り（デシタンス）に関する研究 2018

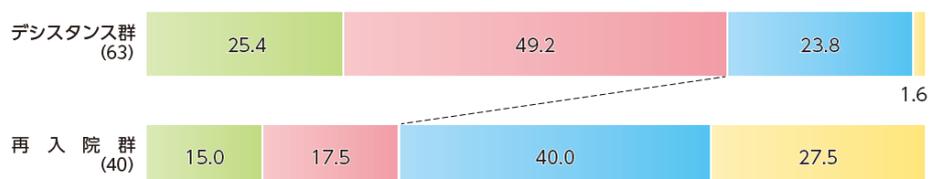
■ 平成25年1～3月に全国の少年院を出院した者を追跡し、調査時点において少年院に再入院していないことを立ち直りの一つの指標として、「成り行き調査」、「質問紙調査」及び「面接調査」を実施

■ 「質問紙調査」では、出院して1年余り経過した平成26年6月時点での生活状況等を調査し、少年院に再入院しておらず、更生意欲が認められた「デシタンス群」69人と、「再入院群」47人、一般青少年の回答の比較から、立ち直りの過程にある者の特徴を分析

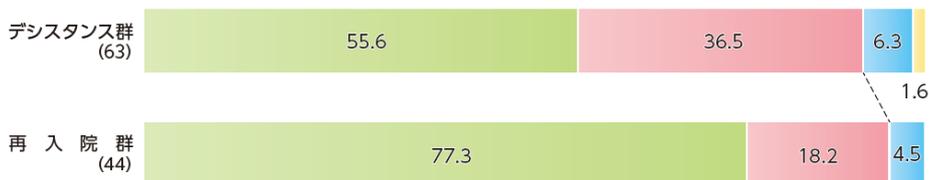
23

## 他者と過ごすことに関する肯定的感情

### ① 家族と一緒にいることを楽しいと感じる



### ② 友人と一緒にいることを楽しいと感じる

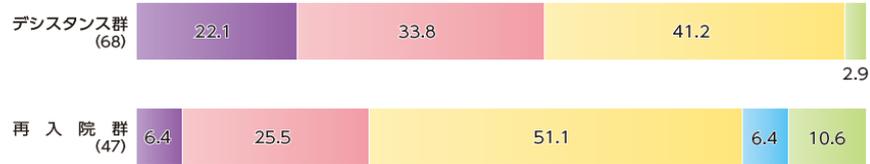


■ とても感じる ■ まあ感じる ■ あまり感じない ■ まったく感じない

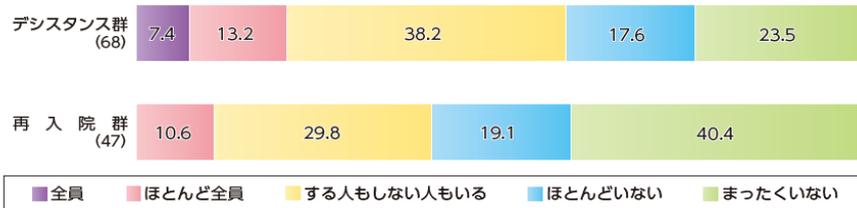
24

## 健全な友人関係

① 学校や仕事に一生懸命打ち込んでいた



② クラブやサークル活動に励んでいた

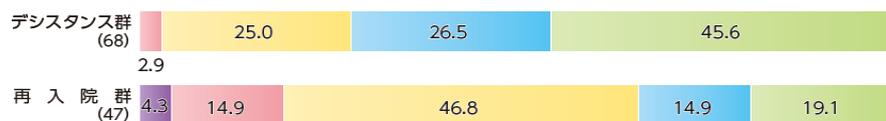


■ 全員 ■ ほとんど全員 ■ する人もしない人もいる ■ ほとんどいない ■ まったくない

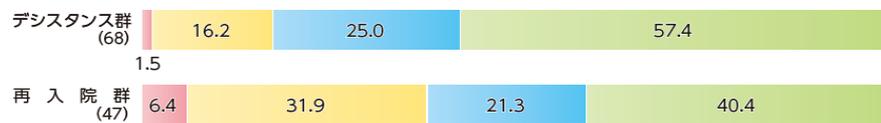
25

## 非行性のある友人関係

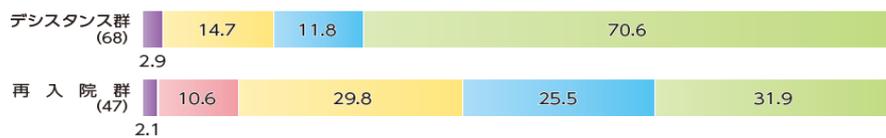
① 免許をとっていないのに、自動車・バイク・スクーターに乗った



③ 自分のものでないものを、わざと壊したり、傷つけたり、燃やしたりした



⑤ あなたに法律に禁じられているような悪いことをするように勧めた



■ 全員 ■ ほとんど全員 ■ する人もしない人もいる ■ ほとんどいない ■ まったくない

6

## ディスカッション

### 第1部 懸賞論文に関して

○総合司会 それでは、これからディスカッションとさせていただきます。

ディスカッションのコーディネーターは、法務省大臣官房国際課のお二人にお願いいたします。活発なご議論を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長濱 それでは、ディスカッションの部に移りたいと思います。着席で失礼いたします。

本日、ディスカッションの司会進行は2人で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、法務省大臣官房国際課の長濱と申します。現在、先ほど小津会長や戸田会長からもご案内いただきました、京都 kongress の開催準備、特にユースフォーラムの企画を担当させていただいております。

もともとは、少年院の法務教官として採用されました。犯罪や非行をした少年と、日々対面しながら、その社会復帰について、どのようにこの子たちは立ち直っていくのだろうなどと思いを馳せていた1人です。

本日は、皆様からたくさんのお考えやご意見を承りながら有意義な意見交換ができるよう期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○惣木 長濱さんと同じく、法務省大臣官房国際課で京都 kongress の準備を担当しております惣木と申します。

私は、もともとは検察庁で検察事務官として採用されました。昨年まで、立会事務官として犯罪の捜査に携わっておりました。学生時代は法学部で刑法を中心に専攻しており、そのときに刑事政策という分野を初めて知り、そのような分野に携わることのできる仕事がしたいと思い、検察庁に入りました。同時に、今回の主催機関である刑事政策研究会にも入会させていただきました。

本日は、さまざまな分野・立場の方にお集まりいただいております。さまざまな角度からのご意見やお考えをご発言いただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長濱 それでは、まず、本日のディスカッション等について簡単にご説明を申し上げます。

本日のわかものシンポジウムの開催趣旨等につきましては、先ほど小津会長や戸田会長からもご説明いただいたとおりでございますが、こちらのわかものシンポジウム、キーワードを3点申し上げるならば、懸賞論文、BBS活動、そして京都 kongress ・ユースフォーラムとなるかと考えております。

そこで、本日このキーワードの性質などを踏まえまして、まず第1部、懸賞論文につきましては学問・学術研究という切り口で、そして第2部のBBS活動につきましては実務・実践という切り口で、ご参加いただきました皆様とのディスカッション、議論を、こちらの両面から展開していきたいと考えております。

お時間も限られておりますので、申し訳ありませんが、ディスカッションにご参加いただきます皆様のご紹介はお手元の名簿を参照していただくことでかえさせていただきます存じます。つきましては、簡単にご所属とお名前を言っていただいた上でご発言いただきますよう、よろしく

お願いいたします。

それでは、ディスカッションの流れでございしますが、まず第1部、懸賞論文でございします。

本日は、刑事政策研究会、読売新聞社様が主催されました懸賞論文で受賞されました3名の方から、まず論文の執筆経緯やねらい等についてのご発表をいただきます。その後、論文の内容を軸としながら、各参加者の皆様にそれぞれの視点からご感想や気づきの点などをご発表いただければと思います。また、関心を持たれた点や疑問、「こういうところを少し聞いてみたい」という点も、どうぞ率直にお話しいただければと思います。

次に第2部ですが、第2部は、若者が実際に主体となって実務を行っておられますBBS活動に焦点を当てたいと思います。こちらは、実際にどのような活動をしているか、その取組を切り口とさせていただきたいので、まず、本日2つのBBS会からご参加いただいておりますが、それぞれのBBS会の方々から実際の活動についてご紹介等いただきまして、そのご発表を踏まえまして、皆様から、率直にBBS活動について感じられたことや、どういったことにご興味を持たれたかなどについて、コメントを頂戴できればと思っております。

本日は、なるべく多くの方々、できれば出席者の方々には皆様からご発言いただきたいと思っておりますし、可能であれば、時間の許す限りではございますが、ご観覧いただいている皆様からも適宜コメントをいただければと思っております。進行には拙い点もあるかと思いますが、何とぞご協力いただければ幸いです。

それでは、早速第1部に入らせていただきます。

○惣木 それでは、懸賞論文を受賞された3名の方に発表していただきたいと思っております。

本日は3名いらっしゃいますが、論文のテーマも三者三様ですので、お一人ずつディスカッションを行いたいと考えております。

まず、受賞者の方には、発表の前に簡単な自己紹介をしていただきました後、論文の執筆経緯やねらい等についてご報告いただきます。その後、ディスカッション、質問等を行うというのを繰り返す流れで進めていきますので、お願いいたします。

それでは、最初に本田さんからご報告いただきたいと思っております。

本田さんからは「医学生・薬学生による薬物教育プロジェクト導入の利点について」です。

本田さん、よろしくお願ひいたします。

○本田 旭川医科大学医学部の2年生に所属しています本田と申します。本日はよろしくお願ひします。

普段は人体の構造や、ここで言う正しい薬物、薬の使い方などについて学んでいます。

私の論文の説明に入る前に、先ほど鈴木さんが説明してくださった資料（パワーポイント）をご覧いただきたいのですが、このスライド10にあるように、少年による薬物犯罪の検挙数で僕が特に着目したのが、大麻取締法によって青少年の方々が結構、いろいろと問題が起きてしまっているの、それをどうにかして、事前に防ぐことも重要ですし、それに加えて、そのような人が同じクラスにいるならその人を将来的にどうにか助けていけないかと考えまして、この論文を書かせていただきました。

基本的に僕の考えとして、小さな実現可能なところから、すごく大きなところを変えていけるのではないかと考えました。

近年の薬物教育というと、一昔前というのはすごい知識普及型の薬物教育で、特にあの「ダメ、ゼッタイ」という、薬物による体への依存症がひどいです、脳が萎縮しますといった脅しのよう

な説明がほとんどで、それでは意味がないということが2000年代にすごく言われまして、そこから多分僕ら世代、多分、今の大学生の方々だったらわかると思うんですが、小学校、中学校の薬物教育の中で行われてきたのがロールプレイングを用いた授業だと思います。その授業は、例えば警察官の方が悪い先輩となって「おい、薬物使ってみないか」と説明、それに対して私たちがどのように切り返してそのような道に進まないかについてを学ぶことが主流だと、私たちは教わってきたのですが、その授業をしても、やはり大麻に手を染めてしまう人は一定数いるということで、そこにどんな問題があるのかを考えたときに、どうしても「薬物」と言われても、小学生、中学生の人体構造等の知識だったらわからないんですよ。僕も「どうしてなの?」「何で脳が萎縮しちゃうの?」とすごく思ったんですけども、そこについての説明はなく、それで結局何か怖いもの、怖いものという教え方をされるのがまず挙げられます。

もう一つ考えたのが、データにも出ているんですけども、中学生の段階で、薬物教育を受けている段階で、もう薬物の経験がある人も少なからずいるわけですよ。その人たちにどのような手を差し伸べられるのかと考えたときに、私は、人体について少なからず知識がある私たち医学部生、薬学部生が生徒の方々に薬物について少しでも知識を教えられれば、また違った視点で薬物について教えられるのではないかと考えて、書きました。

警察官や麻薬取締官ではなく医学部生が行うことに、僕はここのメリットがあると考えていまして、人体に関する知識を教えるということはすごく難しいんですけども、自分の身体に関する関心が高まるということは、例えばアルコールはよくないとか、薬物の害というのがより深くわかるのではないかとというのが1つ目の利点として上げられて、2つ目に、授業をした経験が乏しい大学生が行うこともまたメリットの1つとして、例えば僕の経験談でしかないんですけども、小学校のとき、教育実習生の方がいらして授業をされたときってすごくワクワクしませんでしたか。僕はすごくそういう、いつもの先生と違う人が来て、何か授業の進行は別に下手でもその人の気持ちとか熱意とかでこちらの受けとめ方もまた違ってくるのではないかとということで、授業に対して好意的な意見を得られるのではないかと考えました。

そしてもう一つ、薬物を使用してしまった経験を持つ生徒に対しても、治療の手を差し伸べることができるのではないかとこの点です。

僕の論文の中で考えているのは、一応、私たち医学部生、薬学部生が今、治療を行っている施設に赴いてどのようなことをしているのかを学んだ上で、その知識を彼らに教えるということを考えていますので、そのような治療をする施設があることを実際に伝えるだけでもまた、彼らに少しでもそういう道があるんだよということを伝えるきっかけになるのではないかと考えました。

ちなみに、厚生労働省さんが発行しているパンフレットを見ましても、相談窓口は一応つくられているのですが、薬物乱用者に対してどのような治療を行っているかというのは余り教えられてはなくて、それもまた難しい話ではあると思うんですけども、それを一般人である僕ら、特に将来の治療者である僕らが説明することによって、このような治療への道があるんだよということがすごくわかりやすくなるのではないかと考えました。

今までは学生、それこそ薬物をやめさせようというのは学生側の考えだったんですけども、一方、医学部生、薬学部生にとってもすごく利点がありまして、特に、僕らは将来、患者さんを診ること、触れることになるんですけども、そのときに、やはりどうしても患者さんの気持ちがわからない医者というのは一定数いて、僕も人のことを言えるかと言われるとわからないんですけども、そういうときに現場で見た知識とか、どのように聞くか、多分いろいろな悩みがあ

って薬物に手を染めちゃった、でも、僕らが果たしてその実情を理解できるかと言われれば、なかなか理解できないと思うんですよ。そういうときに少しでも見た経験がある、特にこんなに治療を頑張っている人がいるんだという理解があれば、それこそ治療に向けて少しでも私たちがいい手を差し伸べられるのではないかと僕は考えました。

これで発表を終わります。ありがとうございました。

○惣木 本田さん、ありがとうございました。

本田さんからは、医学部生、薬学部生による薬物の授業などを導入することによるメリットについてご報告いただきました。

そのメリットとして、医学部生、薬学部生による授業は、薬物防止の観点のほかに、薬物治療の観点からも有益である、また、薬等に対して勉強した経験のある者が違った視点で教えることはお互いにとって有益で、医学部生、薬学部生側にも意義があるという発表がございました。

まず、こうした専門分野を生かした刑事政策的な取組について、今、発表を聞かれたご感想やご意見、あるいは、例えば教育学部、教養学部の方、福祉学部の方など、本日はいろいろな学部・専門分野の方が来られていると聞いておりますので、ご自身の専門分野からどういうものを取組に生かせるかなども踏まえたご意見など、伺いたいと思います。どなたかご発言いただけませんかでしょうか。

○呉 1人目の発言者で恐縮ですが、慶應義塾大学通信教育部の非常勤講師の呉と申します。

まず感想といたしまして、本田さんの論文、医学部生ならではの発想で非常に感心しております、私たちのような少し研究を行っている人は非常に痛感しています。というのも、法学の研究と医学の研究はやはり違うものでして、法学の観点と医学の観点には非常にギャップがあると感じておりました。例えば、実際授業をするときに、薬物は病気になるということに対して、では、病気である以上、何で処罰が必要かというような質問がよくされて、もし本田さんのご意見のように薬物教育を医学部生が行う場合は、薬物は病気になる、ではなぜ処罰が必要なのか、もし医学部の学生が授業を行うときにそういうふうに聞かれてしまったら、どんなふうに答えるつもりかが非常に気になります。

○本田 大変貴重な意見、ありがとうございました。

周りの医学部生にこういうことを相談しても全く出てこない意見だったので、すごくありがたかったです。

余り法学的な知識ではなくて、本当に医学的な考えなんですけれども、僕の個人的な意見で言うと、社会的な損失になるから。法学で縛らないと、それこそ、よくない話かもしれないんですけども、治療にお金がかかる、それにその人が活躍できたであろう分野において活躍ができなくなる、そういうところで、やはり法である程度縛らないと社会的に損失になる、だから縛らないといけないんだ、その上で……。

すみません、ちょっと考えがよくまとまっていなかったです。

○呉 いえ、こちらの質問が、ちょっと方向が悪くてすみませんでした。

○惣木 貴重なご意見ありがとうございました。

やはり、皆さんそれぞれ専門分野をお持ちかと思いますが、1つの専門分野だけからのアプローチではなく多方面の専門分野が、同じものに対して並行してアプローチしていく、そして周りが連携していくことが、これからも一層重要になってくるのではないかと私は思いました。

そういった観点から、少し難しい問いになりつつあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな学部の方にお越しいただいておりますので、ご自身の専門分野の立場からこういうこともできるのではないかといったご意見や、医学部、薬学部の学生の方が薬物教育をすることについての利点についての発表に対するご感想など、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○津山 埼玉県立大学の社会福祉子ども学科の津山千夏です。

私は福祉を学んでいるんですけども、タイミングよく最近ダルクの本を読んでいて、これは社会学のほうから研究されている本を読んでいたんですけども、ここで結構薬の話もあって、最近、若い人とかダルクに入所している人などは咳止めシロップとかレスタミンとか、そういう普通の市販薬で薬物乱用してしまって、窃盗等につながってしまったという点で、さっき大麻取締法とか、そういう違法薬物を中心に多分授業等もされるかもしれないんですけども、そういう若い人が手に入れやすい市販薬も授業の中に盛り込むのかなというのがちょっと疑問に思いました。

あと松本先生の論文の引用のところで、何か人に迷惑をかけなければ薬物で自分がどうなろうとその人の勝手だと思おうという生徒がいたというところで、でも薬物依存になると、これも本の内容なんですけれども、結局家族とか周りの人に迷惑がかかってしまうというのがあるので、その授業の中で薬についての説明だったり、その治療をやっている団体があるとかのほかに、人とのつながりとかかわりに関しても盛り込むのかなとちょっと思いました。

○惣木 本田さん、いかがですか。

○本田 ありがとうございます。

これも医学とかしか考えていないとなかなか考えつかない意見だったので、すごく興味深かったです。

とりあえずほかの依存については、これはきっと何でも一緒に、例えば睡眠薬でも依存になりかねないので、これについてはやはり授業で触れないといけないなと考えています。多分それは若者に限らずに、お医者さんの処方どおりに飲んでくださいという説明は一応受けるはずなんですけれども、やはりそこが守られずにどうしても依存に入ってしまうところがあるので、そこはやはり、若者にも言っていくべきだと思います。

もう一つ、人とのつながりについても伺ったんですけども、これは、授業ではやってほしいんですけども、やはり難しいですね。どういうふうにアプローチしていけばいいのか、僕らの専門からまたちょっと外れてしまうので、どうしても悩んできた人を助けるみたいな、そういう立場になってしまうので、そういうときに「お互い助け合ってね」みたいなことを私たちが言って果たして説得力があるのかと言われたら、すごく微妙なことではないかなと感じてしまいます。ありがとうございました。

○惣木 これまでのご発言を踏まえて、東京少年鑑別所の島崎鑑別調査官からコメントをいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○島崎 東京少年鑑別所で鑑別調査官をしております島崎と申します。今日はどうぞよろしくお願いたします。

論文と今までの議論を踏まえて簡単にコメントさせていただければと思います。実は少年鑑別所でも、学校等で薬物乱用防止教室の講師をすることがあります。本田さんが述べられていたような人体や医学に関する知識、例えば何で脳が萎縮するのか、脳や身体はどういう構造なのか、

私たちが病気のときに薬を何で使うのか、正しい使い方はどうかなどといった視点は、少年鑑別所で薬物乱用防止教室を実施する際の参考にさせていただきたいと思いました。

具体的に、少年鑑別所でどのような薬物乱用防止教育をしているかといいますと、中学校や高校等の学校から依頼を受けて実施します。パワーポイントを使い、場合によっては寸劇等を実施しながら違法薬物に関する基本的な知識、例えば薬害や、依存、耐性、離脱症状等について説明しています。また、誘惑される手口、薬を買うために他の犯罪にも手を染めてしまうなどの他の犯罪との関係、少年鑑別所は少年司法の手續上にある機関ですので、司法手續の話など、いろいろなことに触れながら薬物乱用防止教室をしているところです。もう一つ、少年鑑別所は少年の資質面の特徴や非行の原因を探って処遇方針を立てるなど、資質鑑別を行っている施設ですので、そういった少年鑑別所だから伝えられるような、例えばなぜ薬物に手を染めてしまうのかといった薬物非行の背景とか原因、薬物を使わないための対処方法、困ったときのSOSの出し方などについてもお話させていただいています。

さらに、薬物乱用防止教室に参加するお子さんの多くは違法薬物とは縁遠いので、より身近な依存、アディクションの問題として、ギャンブル、アルコール、携帯電話やゲームなどへの依存についてもお話をしており、少年鑑別所の特色であると思います。

ただ、医学生の方に比べると今回お話いただいた医学の知識は、私たちは疎いです。薬物防止というのは1つの分野ではカバーできず、多方面からアプローチしながら子供たちにいろいろ考えさせていくことがとても重要であり、様々な機関や分野の方が連携していくことがすごく大事であると、今日の皆さんの議論を聞き改めて思いました。

ありがとうございました。

○惣木 ありがとうございました。

最後に、本田さんから一言コメントいただきたいと思うのですが。お願いします。

○本田 今日はありがとうございました。

すごく稚拙な喋り方とかになってしまっていると思うんですけども……。そうですね、こういう考えがあるんだ、これを取り入れてもらえればもしかしたら少しでもよくなるかもしれないという考えでやっているの、ぜひよろしくお願いします。（拍手）

○惣木 本田さん、ありがとうございました。

それでは、次は余語さんからご報告いただきたいと思います。

余語さんからは「非行少年の要保護性解消と少年司法におけるダイバージョン—少年法廷の可能性—」についてです。

よろしくお願いします。

○余語 現在、ドイツのミュンヘン大学の法学部で学んでいます余語と申します。よろしくお願いします。

今回、私の執筆した論文について、こうした発表をさせていただく機会を設けてくださいます、ありがとうございます。

そもそも執筆のきっかけは、私が4年間行った家庭裁判所でのボランティア活動にありました。そこでは少年の立ち直り、更生を目的に家庭裁判所の調査官の依頼を受けて、いわゆるともだち活動や学習支援活動、社会奉仕活動、短期補導宿舎などに従事していたので、その団体は東京少年友の会といって、BBS会のこうしたところに乗り込んでしまったのはちょっと恐縮なんですけれども、その点はまた後ほどご紹介させていただければと思っています。

ですので、その成果を1つの形として残せるいい機会だと思い、執筆に至りました。

今回、少年法廷について執筆したんですけれども、懸賞論文のテーマが発表されてから自分なりに、2カ月ぐらいですか、調べて形にしたところなので、まだまだ知識も浅いですし、皆様のご意見を頂戴できたら幸いです。

早速、論文について軽く触れたいと思います。

まず構成ですが、まず前半部分で少年犯罪の現状を概観し、我が国の少年司法の特色について見た上で、若者が少年司法に関与する意義を正面から論じてみました。

少年審判では要保護性の判断が一つの基準となっています。また、皆さんご存じのとおり、少年法は、少年の可塑性や個別的な問題解決などを理由に少年に成人の刑事手続とは異なる取り扱いを用意していき、必要に応じて教育的な働きかけを行っています。そのため、私はとりわけ司法的処遇という点に特色があると考えていき、例えば鑑別所での取組や試験観察における教育的措置などを見ますと、それは実質的な措置として機能していることがわかります。

また、これは終局決定の前に実施されるものですから、ダイバージョンとしての機能も内在していると考えられるわけです。よって、司法的処遇というのは非行少年の要保護性解消とダイバージョンの活用という点で意義を持つのではないかと考えました。

そうした司法的処遇を詳しく見るならば、若者による非行防止や非行少年の立ち直り支援の一貫として、いわゆるともだち活動が行われていると指摘することができます。例えば少年に対して、モデルロールとしての役割というのは教育的措置に役立つと思います。ですので、そこで若者が保護的措置、教育的措置に関与することで少年の要保護性を削減、解消することは少年法の理念にもなっていますし、そこに積極的な意義を見出すことが可能だと考えています。

それらを踏まえまして、論文の後半では少年法廷、ティーンコートとも呼ばれますが、それについて検討を行いました。

アメリカで始まったこの施策を簡単に説明しますと、まず、その対象は一般的に初犯の非行少年で、その犯罪が軽度である場合とし、伝統的な、フォーマルな少年司法制度における取り扱いにかわる任意の選択肢、すなわちダイバージョンとして利用されているものです。その手続は一般的な裁判所に類似していき、幾つかのモデルというか、そういうものはあるんですけども、基本的には刑事裁判所の各役職を青少年が担う形をとっています。

この施策は、大きく犯罪学的目的と政策的目的から評価できると考えています。まず、人間の成長、発達の過程に着目し、少年の社会化や学習理論に基づいて仲間の影響が考慮されていること。この点については、先ほどの犯罪白書のご説明にありましたがけれども、共犯の割合が成人の事件に比べて大きいこととか、友人関係に特色があるところからもわかっていたのかなと思います。

また、そこにかかわる一般の青少年がその非行少年と一緒に冷静に考えることを通じて、将来の犯罪抑止を図る法教育的効果も有していますし、また、そこで自律的に決定された活動を通じてコミュニティとの接点を持つことが考えられまして、それは一般市民の少年法理念への理解増進というところも期待できるのかなと思っています。

そこで、我が国では試験観察での実施が適しているのではないかと考えてみました。

実効性を高めるためには、確かに警察の判断によって逮捕から数日以内に行えばいいかなとも思うんですけども、全件送致主義というものがありますので、アメリカと同様に行うのは不可能だと思います。一方で、その利点としては、現在、補導委託先として利用されているボランテ

ィア団体を利用すれば、若者という社会資源を取り込むことも可能ではないかと思っています。

しかし、実施形態には少し疑問がありまして、というのは、我が国の少年法理念と少年の不利益性を考慮する必要があると考えています。すなわち、アメリカに見られるような尋問の形態は責任や自覚を喚起することを目的としていますが、それは保護処分主義に照らすと余りそぐわなかなと思いますし、そうした目的はほかの形、例えば調査官もいらっしゃいますし、そういったところでも達成することができると思っています。ですので、フォーマルな制度とこのインフォーマルな制度を併用して役割分担することが重要ではないかと思っています。

また、ダイバージョンに付随する問題として、ネットワイドニングの観点からごく軽微な事件を排除することは求められますし、守秘義務の遵守や恣意的な運用を避けるための研修などももちろん必要になってくると思っています。

一通り見てきたとおり、非行少年の要保護性の解消という観点から、若者の非行少年に対する支援に積極的な意義を見出しました。その活動として、ダイバージョン措置であるティーンコートというのは示唆的なんですが、導入の際には修正する必要があります。しかし、修正の際には、その前提となる犯罪学理論や政策目的に基づいて本末転倒にならないように設計しなければなりません。ここで見た基礎付けというのはこれまでの処遇、ともだち活動等に不足する新たなアプローチを可能にするので、有益な施策であると結論づけました。

私の考えるこの論文の課題は2点ありまして、紙幅の制約上、その詳しい実施形態やティーンコートにおける決定内容について深く言及することができなかつたこと、また、それが果たしてうまく機能していくのかという実効性の担保の問題があると思います。ただ、この論文の意図としては、少年の主体的な手続関与を認めることによって少年が大人の中に埋没してしまうことを防いで、その手続面では実質的な法治国家主義の実現に寄与しますし、実体の面では規範の内面化が期待できて、結果として再犯の予防につながることにあります。

以上になります。

○惣木 余語さん、ありがとうございました。

余語さんからは、少年法廷についてご紹介いただきました。日本での導入という観点から若者の非行少年支援に対する積極的な意義、その活動のダイバージョン措置としての少年法廷についてお話しいただきました。

まず私から皆様にお聞きしたいのですが、今回、懸賞論文に際しまして少年法廷に関する論文が多く寄せられたと伺っております。皆様の中で、少年法廷について、これまでに何か勉強などしたことがある方はどのぐらいいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたら、挙手いただけますでしょうか。

(挙 手)

○惣木 ありがとうございます。

このディスカッションにおきましては、少年法廷を制度として導入するか否かといったことではなく、非行少年に対する支援や、立ち直るきっかけを与えるものとして、ご提案のありましたダイバージョン措置としての少年法廷の考え方について、ご意見やご感想を伺いたいと考えております。

まずは、若者が関与するという話がありましたが、BBS会においては、「ともだち活動」といったこともあるかと思っています。この点、BBS会の方からどなたかご発言いただけないでしょうか。

○古門 早稲田大学広域BBS会で副会長をさせていただいております古門と申します。

恥ずかしながら、TC（ティーンコート）というのを今日初めて伺いまして、主体的な手続に少年を関与させることによって再犯防止につながるという点がすごく興味深く思いました。

私もともだち活動をしておりまして、具体的にはお勉強を一緒にしたりとかお話を一緒にしたりとか遊んだりとか、そういったことが中心になっております。法教育というかそういった点は、ともだち活動と結びつくのはなかなか難しいかなと考えたんですけども、具体的にBBS会とか少年友の会とこのTCをどのように結びつけるのかを伺いたく、手を挙げさせていただきました。

○惣木 余語さん、いかがですか。

○余語 ご質問ありがとうございます。

質問の趣旨としては、BBS会や少年友の会が少年法廷の担い手となれるかということですかね。

○古門 はい。

○余語 その点に関しては、私もその方向性を考えているところでありまして、この論文の4ページ、少年法第25条の活用を拡大していくべきと考えるというところで、ボランティア団体の活用をしていけば若者という社会資源を取り込むことができると思うので、その辺は、何かいい方法がないか模索していくべきなのではないかと思っています。

何か問題がありますかね。

○古門 いえ、具体的にどういうことが私たちにできるんだろうと疑問に思って、質問させていただきました。ありがとうございます。

○余語 日本の少年法の特徴としてほかに挙げられるのは、19歳まで家裁に送致されるというところがありますので、BBS会の活動対象の方にも少年法が適用される方もいらっしゃるかもしれないですね。ですので、そういったところで、若者がそういった少年にかかわることは不可能ではないのではないかなと思っています。

○古門 詳しく教えていただいて、ありがとうございます。

○惣木 ありがとうございます。

次に、先ほど少年法廷について勉強されたことがありますかという問いかけをして、手を挙げていただきました朴さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○朴 慶應義塾大学の朴と申します。

今のやりとりを聞いていて、ちょっと思ったんですけども、私は韓国からの留学生でして、韓国の少年法廷について少し勉強したんですが、韓国で今、議論になっていることで、まさに今この話のようなBBS会とか友の会が参加するとしたら、やはりその対象少年よりちょっと年齢が上の学生たちが、対象少年を審判ではないんですけども判断することで、その少年にとってどれだけ納得がいくかという。やはり年が上になると、大人ではないんですけども年上が言っていることだから余り……、そう言われても、ということになって、対象少年にとっては余り感銘力がないという問題が指摘されているんです。

その面と、また、余語さんが論文の中でちょっと言及されているんですけども、非行少年の陪審員参加という問題も韓国では争点になっています。韓国の少年法廷に参加する学生は、学校で、結構、優等生と言われている、勉強もできる、いわゆるいい子たちだけが少年法廷に参加することになっているので、その場合、やはりさっきの問題と同じく対象少年が「私とは違う人た

ちの意見だから、そう言われても私は納得いかないよ」といった問題があるのではないかという指摘があります。でも、余語さんが、やはり非行少年の陪審員参加については検討の余地がありますと論文でおっしゃっているのです、その点、どのようなお考えですか、ちょっとお聞きしたいです。

○惣木 余語さん、お願いします。

○余語 その点は論文を書いている中でも自覚がありまして、その問題がどういう論点につながるかといいますと、実施母体を裁判所がするのかとか、学校が担うのかというところで意見の対立というか、そういった論文を読んだ記憶があります。ですので、そこで私はボランティアというものを活用すべきかなと思っているんですが、新たな問題点として、これは東アジア特有の問題かもしれないんですけども、おっしゃったとおり、年齢が1つ違うだけでも恐らく相当の上下関係が生み出されてしまうという問題は、そうですね、ここでは論じ切れなかった点で、課題かなと思っています。

ただ、その点につきましては、ともだち活動でも同じようなことが言えると思うんですね。というのは、私たちがともだち活動をするに当たって、恐らく年下の少年と話している中で、それが全く効果がないかと言われたら、そうしたらBBS会の活動も恐らく否定されてしまうのではないかなと思うので、そういった形を生かしながら制度設計をしていけば、よりよいものになっていくのかなと私は考えています。

○惣木 ありがとうございます。

それでは、これまでのご発言を踏まえまして、八街少年院の井上統括専門官からコメントをいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○井上 男子の施設で、千葉県八街市にあります八街少年院で統括専門官をしております井上と申します。よろしくお願いします。

まず、今日論じられる3つの論文について私なりの捉え方をしておきますと、若者がどうかかわり方ができるかというところで、我々実務家からしますと、現存する刑事政策に新しい切り口というか、アプローチの仕方をふやす新しい意見をいただける有効な場として捉えました。

余語さんの論文を読ませていただいて、また今のこの場の議論を伺って、同じ知識や話をするにしても誰に言われるかというところが結構ヒントになるかなと思っています、同じようなことを言われるのでも、言う人が違うと受け取り方も違うところがあるかなと思います。

そういう意味で、法務教官、少年院の職員から言われるのと、もっと違う、若い人から言われるのと、外部の協力者で専門知識がある方から言われるのとでいろいろな受け取り方があって、大人から言われてそれがヒットする（響く）少年もいるし、若い人から言われてヒットする少年もいるし、1個のやり方でだめだったから「もうだめだ」ではなくて、この子（少年）にはこのやり方、だめだったらまた違うやり方、違うやり方と手段をふやすという意味で、すごく参考になるなと思いました。

少年院は、特に私が今、勤めている八街少年院は非行性が割と進んでいる子たちが多く送致される場所として、初犯でいきなり来るというよりは、今まで何回か裁判所から試験観察だったり保護観察だったりというチャンスをもらっているながら、そこでうまくいかず、結局少年院に来てしまったという子が比較的多い施設です。なので、少年院送致になる前段階でのチャンスの生かし方という意味でも、こちらの論文に書かれていたような積極的なダイバージョン措置の取組

が有効になると、少年院送致になる子たちが減って、すごくいいのかなと思いました。

それから、八街少年院の中で今、取り組んでいることを1つご紹介したいと思うのですが、修復的手法というところでの関連ということでご紹介したいと思います。

全国の少年院では、個々の問題性に応じて特定生活指導という標準化されたプログラムがありまして、交友関係であったり家族関係であったり、薬物だったり暴力防止だったり性非行の防止だったり、個々の問題性に応じたプログラムがありまして、その中の1つに被害者の視点を取り入れた教育というものがあります。これは被害者がいる少年を対象に行っているプログラムですが、その中で、標準化プログラムとは別に、周辺プログラムとして、八街少年院独自の取組として、千葉県にあります修復的手法を掲げて活動されているNPO法人の方にご協力をいただいて、定期的に来ていただいてグループワークをやっています。その法人のメンバーは弁護士や元法曹関係者など、割と刑事司法に近い方々でして、そういう方々に来ていただいてグループワークをやると、少年院の職員が同じ話をするのとまた違った視点で少年が話を受けとめられる。それから、その法人の方々は修復的手法のプロですので、加害者である少年たちの立場もないがしろにせず、きちんと受けとめた上で、被害者がいるということに向き合わせてくれる。そういう視点を持たせてくれるというところで、内々の我々教官だけで指導するよりも広い視点を持たせられます。(注：実際の被害者との調整を図るわけではなく、少年とNPO法人メンバーとでワークを行います。)

それがフィットする(馴染む・合う)子もいるし、なかなかフィットしない子もいますけれども、フィットしない子には我々がまた違うアプローチの仕方を考える、そういう取組をしております。

そのメンバーの中にもっと若い人が入れば、また違う視点での気付きもあると思いますし、同じような活動をするにしても、別団体等で若い人たちがやるとまた違う受けとめ方を少年ができるかなと思って、すごく広がりを感じると思いながら、このような取組が実現していくとすごくいいなと思いながらお話を伺いました。

○惣木 ありがとうございます。

最後に、余語さんから一言コメントをいただきたいと思います。

○余語 ご講評ありがとうございました。

今の話を聞いて、少年は、私も見ていた中で、みんな一括りで「非行少年」というものではなくて、それぞれいろいろなタイプがいて、ヒットするかしないかがみんな違う。なので、多様なアプローチを施していくことが大切なのかなと思いました。

ありがとうございました。

○惣木 余語さん、ありがとうございました。

それでは次に、松井さんからご報告いただきたいと思います。

松井さんからは「青少年犯罪の予防にみるメンタリング活動の展望」についてです。

よろしく願います。

○松井(翼) 龍谷大学法学部4回生の松井翼と申します。

少しだけ自己紹介をさせていただきますと、実は私は保護観察官を志望しておりまして、今年の試験でも最終合格には至っているんだけど、まだ採用には至っていないという現況であります。今日は矯正ですとか更生保護の現場で活躍していらっしゃる方々ですとか、また、そこに明るい学生の方々がたくさんいらっしゃると思いますので、私自身、たくさん勉強させていただ

ければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、論文の趣旨を発表させていただきたいと思います。

私は大学では刑事政策について勉強しておりまして、また、BBS活動にも私自身、参加しているということがありますので、こうした刑事政策的な知見とBBSでの経験を踏まえまして、「青少年犯罪の予防にみるメンタリング活動の展望」というところを論じました。

そもそもメンタリングと申しますのは、成熟した年長者であるメンターと若年のメンティとが基本的に1対1で継続的、定期的に交流し、適切な役割モデルの提示と信頼関係の構築を通じてメンティの発達支援を目指す関係性のことであります。

これは米国のBBS会がその起源と言われておりますけれども、こうしたメンターの側は、専門家などのようにメンティとの間に役割の不均衡があってはならないとされ、つまり、その地域に住んでいる普通の少し年上の大人の方、そうした方とのかかわりを通して青少年の発達を目指すというところにメンタリングの本質があると考えています。

こうしたメンタリング活動が非行に与える効果については、政策に関する国際的な評価研究プロジェクトであり科学的なエビデンスを重要視するキャンベル共同計画というところが報告しています。この報告によりますと、メンタリング活動には非行、攻撃性、薬物使用、学力の全ての観点において有意にポジティブな効果があり、特に非行と攻撃性において最も安定した明白かつ強力な効果が見出されたという報告がございます。

このように、専門家の働きかけではなく、地域に住む一般人などによる青少年へのかかわりが、非行などの問題を防ぐ上で大事だと考えています。

では、このようなメンタリング活動が日本において全くその効果がなかったのかということ、決してそういうことではありません。日本においても、今日も来てくださっていますBBS会の皆さんが、青年ボランティア団体ですけれども、ともだち活動と呼ばれる活動に取り組んでおり、このうちOne to One活動というものがメンタリング活動に当たるとされています。

しかしながら、このOne to One活動は、十分に活用されているとは到底言い難いのが現状だと考えます。1970年には2,000件近くありましたOne to One活動は、1990年代後半には既に300件弱にまで落ち込んでおり、BBS会に所属している私の感覚で話させていただきますと、BBS活動の中心のものは施設訪問などによるグループワークであり、One to One活動に関しては依頼が来ることすら、少なくとも私の地域では、極端に少ない印象です。また、そのときどき来る依頼に関しましても「学習補助」と称されたものがほとんどでありまして、では、学習に関する支援を必要としていない、例えばもう働いて過ごしている年長少年などに関しては依頼が来たのを見たことがありません。

では、なぜこうしたOne to One活動が減少してしまったのかということですが、その理由の1つに渡辺かよ子さんは、BBSと保護司、また保護観察所との連携が不十分だったから、そういった点が減少につながったのではないかと挙げております。小林淳雄さんが平成22年に保護観察官の方を対象に行ったアンケートでも、BBS会に対しまして保護観察官などとの緊密な連絡を望む声が6割に上っておりまして、やはり現在でも連携が不十分な地域は少なくないのではないかと考えられます。

しかしながら、現在の日本においてもOne to One活動のようなメンタリング活動は依然として重要なはずであると思っております。非行少年の中には、保護観察などの保護処分を受けながらもやは

り改善が見られずにその後、少年院送致などになってしまう、そうした少年もいると思われま  
すけれども、キャンベル共同計画では、少年非行への公的システムの介入がかえって再非行を助長  
してしまうおそれがあると指摘しております、それは公的機関によるラベリングの問題ですと  
か、レマートが言うところの二次的逸脱の可能性が示唆されております。

であるならば、少年の非行や犯罪を防ぐためにはより最小限の介入が求められることになり、  
少年が保護観察に付された際には、保護処分における少年院送致ですとか成人後の刑事処分、こ  
うしたところになってしまう前に、保護観察の段階での処遇がやはり重要だと思います。その点、  
メンタリング活動には、前述のように再非行防止にポジティブな効果があるというエビデンスが  
報告されており、また、ラベリングなどの危険も施設収容に比べて少ないと思いますので、積極  
的に活用していくべきではないかと思えます。

一方で、One to One活動が発展してこなかった理由には、BBS会員の側にも問題があったの  
ではないかと私は考えています。

家庭裁判所での勤務歴を持つ中村金彦さんは、1985年の論文なんですけれども、「BBS会員  
の中には、BBS運動の本質を理解していないため、精神的負担が少なく会員同士の横の関係で  
活動するグループ活動に参加してBBS会員であるとの帰属感を持っている会員も少なくない。  
同世代の仲間との交流を深めてBBSを単なるサークル活動としか捉えていない会員もいる」と  
いうように痛烈に指摘しております。

私は、当時から30年がたちました現在におきましても、この指摘はなお通用してしまうのでは  
ないかと感じております。もちろんBBS会員は、私の周りにはいるBBS会員も皆、大変熱意を  
持って活動には参加していると感じるんですけれども、それがいかに少年とBBS双方にとって  
楽しく活動をやられるかですとか、いかに自分の関心を深められるか、そうしたところに終始し  
ており、活動を通していかに再非行防止に寄与していくのかという視点に欠けているのではない  
かと感じるのであります。

もちろん、楽しく活動に参加することですとか関心を深めることは非常に重要なことだと思  
うんですけれども、やはりBBS運動が始まりました理由ですとか最大の目的が少年の再非行を防  
止し明るい社会をつくることであることに鑑みますと、この活動がどのように少年の再非行防止  
に寄与していくのか、そのためにはどうやって活動していかなければならないのか、こうした視  
点をなくしてはならないのではないかと考えています。

また、日本のBBS会の特徴と言えます対象を非行少年に特化している点に関しましても、こ  
れから活動が発展していく中で、若年層をも対象へと広げていくべきではないかと考えています。  
特に現在、少年法適用年齢引き下げの議論が行われているところでもありますけれども、もしこれ  
が引き下げられることになりましたら、これまで少年として支援していた18歳、19歳の若者への  
支援ができなくなってしまう危険があります。そうでなくても、やはりメンタリング活動により  
ポジティブな効果が期待される若者は必ず存在すると思いますので、支援を必要としている人へ  
適切な支援ができるよう、活動を発展させていくことが必要だと思います。

私の指導教授でもあります浜井浩一先生は、よく「エビデンスに基づいた刑事政策を」とおっ  
しゃっていますけれども、エビデンスに基づいた刑事政策を行っていくためには、やはりまず刑  
事政策の最新の知見だけではなく、これまでの経験で得てきたもの、そうしたものの融合を  
図っていくことが重要だと思います。

その中で、やはり有力なエビデンスを持つとされますメンタリング活動の日本における発展を

目指すには、やはりBBS会員の意識変革が必須ではないかと思えます。そしてBBS会の組織力が向上していけば、より広くBBS会というものも認知され、ひいては犯罪や非行に関する理解が特に若者を中心に広がっていき、罪を犯した人を排除しない、そうした社会に近づいていくのではないかと考えています。

以上で発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○惣木 松井さん、ありがとうございました。

松井さんから、青少年の犯罪を防止するためにはメンタリング活動、One to One活動が重要であり、これを発展させるためにはBBSの意識の改革も重要であるという指摘をいただきました。

BBS会の具体的な活動内容に関しては第2部のディスカッションで議論を行っていきたいと考えております。ここでは少年と1対1でかかわるメンタリング活動、One to One活動について、これまでこうした活動をされたことがある方、あるいはメンタリング活動についてどのような意見があるかといった点について伺いたいと思っております。

どなたかご発言お願いできないでしょうか。

○松井（優） 八王子BBS会で会長を務めております松井と申します。

この論文を拝見させていただいて、まさに私たちがBBS会として活動する上で課題と感じていることがすごく共通していて、非常に共感できる点が多くありました。

この論文で指摘されている点について、ともだち活動のケースが下りてこない理由としてBBS会員の意識変革が必要であるというふうに挙げられているんですけども、私たち、八王子BBS会で活動する上で、研さん活動、研修などを通してそういった意識について、会員共通の意識を持つように努力はしているんですけども、なかなか全員に浸透しない部分があるんですけども、松井さんが考えるBBS会員の意識改革の方法などはありますか。

○惣木 松井さん、お願いします。

○松井（翼） ご質問ありがとうございます。

そうですね、やはり地区ごとに違いもあると思えますので、一概に言える問題ではないという前提の上でお話しさせていただきますと、やはり研修というものは私たちの地区でも行われているんですけども、少なくとも私たちの地区で行われている研修は、例えば何回かに分けて段階的に知識を得ていく、そうした研修ではなく1年に1回行われる研修ですとか、法務教官の方に来ていただいて勉強会をしましょうといった研修が主といたしますか、多いと感じています。

ただ、やはりそうした勉強会、研修を行っても、1度参加したらもうそれでほとんどの知識を得られてしまう、次に参加しても同じような話しかされないといった研修が多く、それが少し私にとっては問題かなと感じているところであります。

BBS会の活動は多岐にわたると思えますので、やはり全部の会員が非常に高い意識を持たなければいけないとは考えていないんですけども、一部の熱意あるBBS会員がしっかりとさまざまな勉強、研修をできるように、例えば、BBS会というのは基本的には大学単位での地区が多いと思えますので、例えばそうした大学と連携して、そうした分野に力を入れている大学で研修のプログラムを組んでいただくですとか、また、BBS会というのは保護観察所と連携していると思えますけれども、そうした保護観察所で研修をしていただく、そのときにはしっかりと何回かに分けて、五回六回に分けて少しずつ学んでいく、そうしたプログラムを組んでいただくと、より充実した研修が行えるのではないかと考えているところであります。

○松井（優） ありがとうございます。

○惣木 ありがとうございます。

ほかの方からもご意見やご感想を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○金田 大変貴重なご発表をありがとうございました。

東京大学2年生の金田と申します。

私はこのたび、4月に行われます京都コンGRESのユースフォーラムに参加させていただくことになっております。本日のこのディスカッションが大変有意義なものとなることを願っております。

私からは、BBSひいては地域に住む普通の大人とのかかわりに関して質問させていただきたいんですが、恥ずかしながら、私自身はこのユースフォーラムの準備にかかわるまでBBS活動というものを存じ上げておりませんで、地域に住む大人とのかかわりを考えるのであれば、当然ですが、BBSの方と1対1で青少年の性格、人格形成を補助していくという面は大事ではあるんですが、地域との協力ということを言いますと、それこそBBS活動のより幅広い認知ということも、恐らくこれから必要になってくるのではないかと考えております。

やはりBBSに所属する会員はその多くが学生であるということもありまして、活動期間は4年間に限られる。一方で、地域というのは支援対象である少年がそこにずっと住み続けるわけですから、より永続的な支援ができるということで、その4年間のかかわりから永続的な地域への支援というところのシームレスなつながりを考えた上で、認知の向上であるとか、BBS自体が保護観察所とかそういう専門機関とかかわるだけではなくて、より幅広いつながりを持つことも大事だと考えているんですが、その点について何か意見等あればよろしく願います。

○惣木 松井さん、願います。

○松井（翼） ご意見ありがとうございます。

まさにそのとおりだと私自身、思うご指摘でございまして、やはりBBS会の現在の問題の1つと私が考えておりますところに、学生がBBS会に入ったとしても、やはり4年間BBS会に所属して、大学卒業と同時にBBSから抜けてしまうというところがあります。ただ、BBS会は恐らく絶対抜けなければいけないものではありませんので、実際に社会人をしながらBBSの運動をされている方も時々活動に来ていらっしゃいますし、やはりそうした問題点の一番源流にありますのは、BBS会というものが大学のサークルの1つであるとしか認識されていないところにあるのであろうと思います。

BBS会というのはもちろん大学のサークルで、私も入っていますし、そうした活動というところが多いですけれども、一方で、それだけにとどまらない非常に発展が見込まれる組織だと考えております。ですので、ご指摘いただきましたようにしっかりと、もし大学を卒業しても残ってくれるBBS会員が多くなっていきますと、やはりその地域に残る資源も非常にふえていくと思いますので、やはりBBS会というものに、例えば更生保護ですとか矯正ですとか、そうした分野に進まない、就職しない学生であっても、卒業した後もBBS会員として活動してくれる、そのような形が理想だと思いますし、そうしたところを広めていきたいという思いは持っております。

○惣木 ありがとうございます。

最初の発表の際に保護観察官との連携という話も出ましたが、本日、前橋保護観察所の鈴木統括保護観察官にお越しいただいております。コメントをお願いできればと思います。願います。

す。

○鈴木 前橋保護観察所の統括保護観察官をしております鈴木と申します。本日はよろしくお願  
いいたします。

とても力のこもった発表をいただきまして、どうしたら活動を広げていけるかというところも  
議論していただいているのを聞いていて、本当に、ひたすらすごいなと思っている状況です。

今、お話がありましたけれども、やはりOne to One活動というのは年齢の近い人とか同じよう  
な経験をした人が言葉がけをするというところで、それはとても響きやすいので、その点は同世  
代の人がかかわる一番のメリットなのかなと思っています。

一方で、ご指摘があったように、ともだち活動ですけれども、保護観察所のほうでも保護観察  
対象者、対象になった少年について「ともだち活動というのがあるけれども」ということでいろ  
いろご紹介はするんですけれども、やはり「自分はやめておきます」というような子も少なくあ  
りません。理由としては、これまで体験したことがなくて不安だから嫌だとか、面倒だから嫌だ  
という子もいるんですけれども、先ほどの議論にもありましたが、中には自分とBBSさんと境  
遇が違ったりして、勉強ができて順調に学校生活を送っている人とお話するのもちょっと何だ  
なということでもちゅうちょしてしまう人もいるのかなと思っています。なので、そういう人から  
「相談に乗ってあげる」と言われてもちゅうちょしてしまう気持ちを、その辺に思いを馳せてい  
ただいてかかわっていただくのがいいのかなと思っていましたら、今日の議論はずっとそんな、  
皆さんに支援を受ける側がどう感じるかというところを考えていただいているのはとてもありが  
たいな思っております。

「～してあげる」というよりは、一緒に何かをすることか対等に話をすることか、自分もBBS  
と、友達というのがありますし、地域の中で仲間になって何らかの役割を果たせたと少年たちが  
思えるような支援をしていただけると、より効果的なのではないかと思っております。

○惣木 ありがとうございます。

最後に、松井さんから一言コメントをお願いします。

○松井(翼) ご講評ありがとうございます。

今、聞きながら考えていたんですけれども、確かに支援を受ける側であります少年からすると、  
やはり安易に受け入れられないといいますか、ちょっと難しいところもあるのかなと感じました。  
一方で、やはりBBS会員はみんな思っていることと思うんですけれども、少年院とか自立支援  
施設での活動に継続的に参加して交流を深めていく中で、やはり少年や児童とかかわるのはちょ  
っと難しいな、人間関係つくるのは難しいなと感じる会員は余りいないといいますか、難しいん  
だけども、でも、何度か話しているうちにきっと、友人ではないけれども人間関係が築けてく  
るところを感じていると思いますので、やはり何らかそうやって活動をしていると人間関  
係は築けるけれども、でも、築いたことのない、初めて話す少年ですと、やはりBBS会員に対  
してそういった、「あんなに普通に生きている人とはちょっと話したくない」といった気持ちも  
持ってしまうのかなと思いましたので、そうしたところについてどうやって働きかけていくのか  
とか、BBS会としてどうあるべきかというところを、これからしっかりと考えていきたいと感  
じたところであります。

ご質問いただいた皆さん、本当に貴重なご意見をありがとうございました。

○惣木 松井さん、ありがとうございました。

皆様、さまざまな立場や観点からのご発言ありがとうございました。こちらから直接氏名させ

ていただくようにして御発煙いただいた方々につきましては、大変失礼致しました。ご協力いただきありがとうございます。

最後に、本日は、懸賞論文の受賞者のうち3名にお越しいただいております。既に皆様にお配りしておりますが、もうお一方（ひとかた）受賞された方がいらっしゃいますので、その方の論文について、私から紹介させていただきます。

三重大大学の横地一真さんの論文で、「SNSを利用した新しいともだち活動の形」というものでございます。

こちらは、BBSの活動に、コミュニケーションアプリのLINEなどのSNSを利用して、非行少年の相談等に対応することが提案されておりますので、ご報告させていただきます。

それでは時間も押してまいりましたので、第1部はこちらで終了とさせていただきます。

## ディスカッション

### 第2部 BBS活動に関して

○長濱 それでは、第2部を始めさせていただきたいと思います。

第2部は、BBS活動に関してでございます。第1部の中でもBBSの活動については、特に松井さんの論文や余語さんの論文の中などでご紹介があったかと思っております。松井さんの論文では、例えばメンタリング活動等のアプローチについて、論文等を引用していただきながら、学術研究面からお話をいただいていたところかと思っております。

第2部については、まさに実践面に焦点を当てていきたいと思っておりますので、実践例としてBBS会の方々から、BBSでどのような活動をされているかというところについて、まずはお話をいただければと思っております。

BBS会員の皆様におかれては、その活動をご紹介しますのはもちろんのこと、それとともに、やりがいを感じておられるところ、あるいは、なかなか難しいと感じておられるところなど、本当に率直に、生の声をいろいろと教えていただければありがたいと思っております。

本日、BBS連盟からは、お手元の名簿にもございますとおり、八王子BBS会と早稲田大学広域BBS会の2つのBBS会から2名ずつお越しいただいております。

まず、八王子BBS会のお2人から、普段の活動や、そもそもBBS活動とは、といったところにつきまして、ご発表いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○松井（優） ただいまご紹介いただきました八王子BBS会で会長を務めております松井と申します。

○難波 同じく八王子BBS会で副会長を務めております難波純菜と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、BBS活動について紹介します。

BBS活動とは、Big Brothers and Sisters Movementの頭文字をとった略称で、少年たちの兄や姉のような存在として悩みの相談に乗ったり、一緒に遊んだり、同じ目の高さで接しながら健やかに成長することのお手伝いをしている青年ボランティア団体です。全国で約4,500人の会

員がそれぞれの地域で少年たちと交流したり、非行のない社会環境づくりのための活動をしています。

BBS活動とは「友愛」と「ボランティア精神」を基礎とし、ともだち活動、非行防止活動、研さん活動の3つの実践活動を柱にしています。

まず1つ目の、ともだち活動です。

先ほどの話でも出たんですけども、ともだち活動は、BBS会員と少年が1対1でお互いに信頼できる友達付き合いをしながら、彼らの立ち直りを支援する活動です。ケースは、保護観察所のほかに弁護士や中学校などさまざまなところからいただいており、非行少年だけではなく、困難を抱えた少年たちの立ち直りや悩みの解消の手助けをしています。

続いて2番目の柱として、非行防止活動です。

BBS会では、非行を起こさないような社会をつくるための活動を行っておりまして、毎年7月に行われている法務省主催の「社会を明るくする運動」に参加協力しています。八王子では八王子市推進委員会の一員として、駅頭での広報活動やイベントのスタッフとして参加しています。

続いて、3つ目の研さん活動です。

先ほどの論文の発表の際にも少し上げられたんですけども、さまざまな活動を実践するのに必要な知識や技術を習得し、また、会の発展によりよい方向を探る場として研修などを行っています。八王子BBS会では年に3回の宿泊研修を行い、また、講師として家裁調査官、法務教官、保護観察官などOB、OGを招いて講和をしていただいています。他地区では、学習会などいろいろな形式で研さん活動が行われています。

続いて、八王子BBS会の紹介に移ります。

八王子BBS会は、八王子市を拠点とした大学生会員を中心とした会であり、学生の行動力と経験豊富な社会人会員が、お互いの特性を生かしながらさまざまな活動を行っています。

八王子は大学所属のBBSではなく、地域に密着したBBS会となっており、さまざまな大学から学生が集まっております。会員は現在30名で、うち学生が20名、社会人が10名となっております。

続いて、主な活動を紹介していきます。

まず1つ目として、グループワークです。

グループワークは、会員と少年がグループになってスポーツやハイキングなどを楽しむ活動です。八王子市では、市内の更生保護施設と一緒にたけのこ掘りやバーベキュー、高尾山でのハイキング、クリスマス会など季節の行事を行っています。八王子の更生保護施設の活動、グループワーク活動では、更生保護施設とBBSのほかに保護観察所の方、また、八王子だけでなく多摩地区の複数のBBS会と連携して、グループワークの企画、運営を行っています。グループワークに参加してくれた少年から最後に感想をいただいたときに「私はこの施設をこれで離れることになるのでグループワークは最後になるが、これからも私たちのような人のためにこういう活動を続けてほしい」と言われたことがありまして、それが非常に心に残っています。

続いて、社会参加活動です。

社会参加活動は、保護観察中の少年に社会の一員としてさまざまな活動を体験してもらう活動で、BBS会は保護観察所と協力し、少年たちとともに活動しながら社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。八王子では、地域の川沿いの清掃や学校の清掃活動、また、保護司の先生のお寺での座禅などを行っています。

続いて、社会貢献活動です。

平成26年から当会では、保護観察中の少年や保護観察官とともに、保護観察所が行う社会貢献活動に協力して、援農活動を行っています。この援農活動ですが、実は社会貢献活動になる前からともだち活動として八王子BBSが行っていた事業になりまして、平成26年から保護観察所と一緒に社会貢献活動としてやらないかという声をいただいて、平成26年から社会貢献活動として援農活動を行っています。

この社会貢献活動・援農では、保護観察所のほかに保護司の先生や地域住民である地元農家の方と連携して、約月に1度、市内の農場にて援農活動を行っています。

○松井（優） これまで保護観察所からの依頼などでの活動についてご紹介してきたんですけども、これからは、当会が主催している事業について2つ紹介していきたいと思います。

まず1つ目、さがしてクッキングin八王子～ファーム&キッチン～という事業があります。

こちらのさがしてクッキングは、BBS会員、少年、保護司、保護観察官が4、5人ずつの4つのグループに分かれまして、レシピなしで料理をつくる事業となっています。その目的としては主に3つございまして、まず1つ目は、少年は料理を通して大人の知識や経験を学ぶことができる点、大人は少年の豊かな感性に触れることができるという点があります。2つ目に、先ほどご紹介した社会貢献活動での農業体験を通して、育てた野菜をこちらの事業では使うんですけども、そうした自分たちが育ててきた野菜を使うことで身近な食を見直して、食事を大切にする心や日々食事をつくってくださる人への感謝の気持ちが芽生えることを期待するということ。3つ目の目的としては、こちらの事業には保護司や保護観察官の方に参加していただいているので、そうした関係機関や団体との連携を深める場にもなっております。

こちらは毎年11月に行っている事業でして、今年で16回目を迎えております。毎年BBSでつくる料理のテーマを設定して料理をつくっていくんですけども、今年度は被災地応援メニューということで、被災地の郷土料理をつくりました。

次に2つ目、親子ふれあい耕作教室について説明させていただきたいと思います。

こちらは一般向けの活動で、非行少年に対してというものではありません。こちら平成8年から開催しているものになっております。毎年12月に地元の小学生を対象に参加を募りまして、別々の小学校で2回行われております。今年度で24年目になりました。

こちらのイベントでは、日本の凧の会というところから講師をお招きしまして、地域の小学校をお借りして凧づくり、凧揚げをしております。その中で、BBSだけではなくそちらの地元の中学生の方にも協力していただいて、中学生ボランティアとしてBBSと一緒に凧づくり、凧揚げを運営していくという形になっております。

こちらのイベントの主目的としましては、子供たちの健全育成、あとは広く非行防止につながることを目的としています。また、親子で凧づくり、凧揚げをするという点において、親子関係の深化、また地域の連帯感を深めていくというところで行っております。

主催事業について説明してきたんですけども、ほかにも八王子BBS会はさまざまな活動を展開しておりまして、そちらもちょっと紹介させていただきたいと思います。

少年院での個別学習支援を行っておりまして、平成29年度から、結構最近なんですけれども、開始して、男性会員が少年に対して1対1で学習を支援しております。主に内容としましては高卒認定試験や大学受験対策、資格試験など、少年の希望に応じてこちらが教えていくという感じですね。

資料に「学習意欲の喚起・学力向上目的」とあるんですけれども、少年たちは本当に、もともとの意欲がすごく高いんですね。なので、それに基づいてBBSが補助をするような形で学習支援を行っています。学習の補助にとどまらず、進路相談や、また学習方法など少年たちの悩みに寄り添っています。

学生がこうした少年院での個別学習支援をすることに関しての利点としましては、やはり年齢が比較的近いことによる接しやすさが一番ではないかと思っております。一方で、活動に関しての課題、悩みとしては、特定の少年に対して継続的に接することはできないという点にもどかしさを感じることはあります。毎回違う少年に対して教えていくので、1人に対してずっと教えるというわけではありません。ただ、そうであるからこそ一期一会というものをより意識するようになって、1回の活動を真摯に行おうと思えるという形で、私たちは女性会員なので少年院の個別学習支援には行っていないんですけれども、男性会員がこのように言ってくれています。

少年院では、個別学習支援だけではなく行事参加協力も行っております。現在、運動会での競技アナウンスや、その運動会当日に保護者参観がない少年たちと一緒に昼食をとるなど、BBS会員がしております。

また、児童相談所一時保護所での学習支援ですけれども、こちらは平日の午後に一時保護所の小・中学生に学習補助を行っております。また、学習指導だけではなく、そうした指導の間に雑談を行うこともありまして、そういった雑談を行うことで、施設内でのその子の不安やストレスを取り除いたりとか、あとは大学や進路についての情報を提供したり、将来の学校や進路に対する不安を軽くするというも行っております。

また、子ども家庭支援センターでの学習支援も行っております。子ども家庭支援センターは家庭に事情を抱えた子どもたちがやってくる場所であるんですけれども、そこで長期休暇、夏休みなどを利用して、支援センターに来る小・中学生に学習補助を行ったり、一緒に遊んだりということをしています。

今まで発表してきたとおり、八王子BBS会は特定の活動にのみ集中しているわけではなくて、八王子会員たちは「子供たちのために明るく住みよい地域をつくる」という目標に向かって活動しております。

以上になります。ご清聴ありがとうございました。

○長濱 八王子BBS会のお2人、ありがとうございました。

先ほど第1部でも出ていたかと思いますが、多様な担い手による多様なアプローチということと言えますと、BBSといっても学生の方だけではなく社会の方がいらっしゃるほか、保護観察所や保護司の方とも連携しているというような担い手の幅広さ、活動一つ一つを見ても大変多様なアプローチをされていることなど、感心させていただいたところがございます。

続いて、早稲田大学広域BBS会からもご発表いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○上田 ただいまご紹介にあずかりました早稲田大学広域BBS会で会長を務めさせていただいております上田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○古門 副会長をさせていただいております古門です。よろしく願いいたします。

○上田 早稲田大学広域BBS会の特徴は3つありまして、まず1つは、学域BBS会なので学生のみで構成されているというのが早稲田大学広域BBS会の大きな特徴ではないかと思っております。学生証を有していれば入ることができる団体として、学生証がなくなってしまうと会を

退会することにはなるんですけども、本当に若い会員が多いのが我々早稲田大学広域BBS会の特徴であり、そういった点で、少年と近い存在として接することができるというのが我々の特徴ではないかと思えます。

次に、資料に「会員が多く、多様性が高い」と書いているんですけども、ここに100名前後で書いてあるのは毎年100名前後なんですけれども、現在は116名会員がいて、男の会員が21名、女性の会員が95名という内訳になっています。

あとは早稲田大学の公認サークルであり、また日本BBS連盟の下部組織ということで、ちゃんとバックもしっかりしている団体であるということと、インカレサークルということで「半分程度は他大生」ですけども、今、早稲田大学の学生が全体の半分ぐらい、62名いて、その次に多いのがお茶の水女子大学の学生で22名となっていて、そのほかの学生はもう本当にいろいろな大学から、東京都内のいろいろな大学から当会に入会してもらっています。

そういう感じで、本当に会員が多くていろいろな、本当に学部も大学も違う学生がたくさんいるので本当に多様性が高く、いろいろな知識も得られますし、いろいろな見方を会内でできるのが我々の特徴かなと思っています。

最後に資料に「活動の幅が広い」と書いているんですけども、これは今、都内に24の地区BBS会あって、その地区会は大体それぞれの拠点で活動するんですけども、我々の早稲田大学広域BBS会は、新宿区、文京区、江東区などでも活動させていただいて、本当に活動の幅が広い会だと思っています。また、法務省とか保護司会、また更女——更生保護女性会の方々と連携をとりまして、本当に多くの機関から支援をいただいている、外部機関とも大分広いつながりのもとで活動させていただいているということで、本当に幅広く活動を行っています。

早稲田BBSの活動等を紹介させていただきますと、早稲田大学広域BBS会の活動内容は大きく3つありまして、ともだち活動、健全育成活動、そして自己研鑽活動と3つあるんですけども、ともだち活動は、今までずっとお話に出ているように本当に1対1で少年とかかわって、長い継続期間のもとでその少年と関係性を築いていくという活動になります。

健全育成活動のほうを説明しますと、細かく3つありまして、グループワークは、ともだち活動とちょっと似たような活動なんですけれども、ともだち活動でかかわる少年と我々BBS会の会員が、大体1対5とか2対10ぐらいの割合で活動して、一緒にバーベキューを楽しんだり散歩をしたりとか、一緒に楽しんで1日過ごすという活動がグループワークになります。

その次に学習ボランティアですけども、これは読んで字のとおり学習の支援ということで、いろいろな施設におじゃまさせていただいて、学習支援をさせてもらっています。

そしてその他とあるんですけども、これは単発のイベントのことで、保護司会の方々であったり更女の方々からお誘いいただいたイベントに参加するというのが、このその他の健全育成活動になります。

自己研鑽活動は、「定例会・研修会」と書いてありますけれども、この定例会・研修会というのは我々早稲田のBBSの、我々のような会長だったり副会長だったり企画しまして、例えば虐待について考えようであったり、更生保護に関する映画を見て会員同士で意見交換をするなど、そういうものが定例会であり、研修会であります。

次に、学習ボランティア先の施設ということで紹介させていただきますと、先ほど健全育成活動の学習ボランティアというのがあったと思いますけれども、その学習ボランティアをどこでやっているのかといいますと、現在6つの施設で活動させていただいておりまして、児童相談所一

時保護所と母子生活支援施設，そして児童自立支援施設，養育家庭，児童養護施設，児童館，この6つで早稲田BBSは活動させていただいています。

次に，特に児童自立支援について，どういうところかということと，どんな活動をしているかといったことを説明させていただきますと，児童自立支援というのは，そうですね，不良行為が目立つ少年であったり，あとは家庭環境などの要因によって生活指導を要する少年が入所している場所として，虐待であったり障害であったり，本当にさまざまな問題を抱える少年がいるんですけれども，特に非行を犯した少年が多く在籍しております，2割程度が家庭裁判所の保護処分を受けた少年たちになります。

少年たちは寮生活をしていて，またこの施設は敷地内に小・中学校があるので少年たちの生活は敷地内で完結してしまうということがありまして，だからこそ僕らが出向いて学習ボランティアをさせていただいて，僕らみたいな存在がいることを知ってもらおうということと，外部の人とつながりを持ってもらうということに僕らが寄与できているのではないかと考えています。

活動内容としては，大体中学3年生の子を対象にやっております，高校受験の学習をするのが主になっていまして，それ以外の学校のサポートもするんですけれども，基本1人の少年を対象に行うんですけれども，場合によっては複数の児童担当に我々BBS会員が活動させていただくというような形をとらせていただいています。

○古門 続きまして，ともだち活動についての説明に移らせていただきます。

少年の状況としましては，保護観察中であったりとか，実際に犯罪をしていなくても不登校，引きこもりなどさまざまな生きづらさを抱えた少年や子供たちと，友達として一緒に遊んだりするような活動しております。

依頼元としましては，主に保護観察所，それ以外には保護司さんからも依頼をいただくことがございます。

基本的に，先ほどの松井さんの論文にもございましたがOne to One，もしくは1対2の活動の場合もございます。

私もともだち活動を今も実施しています。

以上で早稲田大学広域BBS会の発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○長濱 早稲田大学広域BBS会のお2人，ありがとうございました。

早稲田大学広域BBS会は学生の方だけということで，八王子のBBS会とはまた違う特性をお持ちであり，そういった特性を生かされて本当にいろいろなところに赴かれているということ，そしていろいろな方々と連携されているということ，とても勉強になりました。

また，古門さんから最後に発表いただきましたように，具体的なケースについても実感のこもったお話が聞けたかと思います。BBSの皆さんが，どのような思いでやっておられるのか，どうアプローチしたら良いかなど実際に相対する中でどのような難しさがあるか，そういったまさに生の声が今，聞けたかと思いますので，よりスポットを当てていきたいと思っております。ありがとうございます。

ここで，そもそもBBS活動について，私は恥ずかしながら仕事に就くまで全く存じ上げませんでした。この点，第1部でも金田さんに触れていただいたかと思います。そこで，まず皆さんがどういうきっかけでそもそもBBS活動を始められたのだろうか，どういう思いを持って活動をやっておられるのだろうかというところに，やはり私としては大変興味がございます。そうい

った率直なご感想で構いませんので、学生の皆様から、せっかくこうしてBBS会の方に来ていただいておりますので、この機会に何かお話を聞いてみたいことがあれば挙手いただければ幸いです。

(挙 手)

そうしましたら、まず多田さん、ご発言いただけますでしょうか。

○多田 ありがとうございます。東京大学文科三類1年の多田朱里と申します。

2団体のお話を聞いて、地域のBBSと学域のBBSがあるということ、私は同じく全くBBSというものを知らずにまいりましたので、本当にこういうことが行われているんだということにびっくりしました。

BBS——Big Brothers Sistersという観点から、やはり大学のサークルが主に活動の母体になることが多いかなと思ったんですけれども、早稲田大学でインカレで、すごく門戸を広く学生さんを受け入れられているということでしたけれども、こういうことがあることを知らずに通り過ぎていたんだなという反省もありました。東京は学生が多くて学生も多いと思うんですけれども、地方になるとこういったこともまた少なくなるかなという問題も感じました。安直な質問になってしまうかもしれませんが、BBSに入ろうと思った、また始めようと思ったきっかけがあるのであればどういったことかということや、また、BBS活動をいろいろな人に知ってもらうようにどうやって広報活動しているのか、また、されていなかったら、どうしようかということが伺えたらよいかと思います。

○長濱 多田さん、ありがとうございます。

そうしましたら、まず八王子BBS会の方からいかがでしょうか。

○難波 ご質問ありがとうございます。

まず1つ目、BBSに入ったきっかけということでお話をしたいかなと思うんですけれども、私自身、今、大学4年生です。BBSに入ったのは大学2年の9月になります。BBSというのはなかなか知っている人が少ないので、何で知ったか、何で入れたのかというところをお話しさせていただきたいと思うんですけれども、まず、私、大学2年のときに刑事政策、犯罪学のゼミにおりまして、その中で児童虐待問題を取り上げたことがありまして、その中で、そういう学術的な部分だけではなく、そういった子たちに対してどれだけ支援が、学生として何かできないかなと思ってボランティアを探したんですね。

そのときに、たしか「ボランティア 子供」みたいな感じで検索をかけたと思うんですけれども、その中にたまたまBBSが出てきて、私自身、少年法を学んでいたところもあって、非行少年に対しての活動もあるし、そうでもない不登校の方とか何か、そういったところですごく広く活動ができそうだと思うので、最初に日本BBS連盟に入会できないかと連絡しました。その中で、私自身の大学が八王子のほうにありましたので、日本BBSの方に「八王子には八王子BBS会というものがある」という話を聞いて、その事務局の方につなげていただきました。それで入会したのが経緯でございます。

どうやって広報活動を行っているのかという話ですけれども、八王子のBBS会の中では班があるんですけれども、私自身その中で広報班に所属しております、広報班とは一体何をするのかという話ですけれども、主に新人会員を集めるというのがあるんですけれども、それは自身が所属している大学での授業に出向いて、先生にパワーポイントでプレゼンさせていただけないかとお願いして、そこでパワーポイントを使った広報をしております。

こちらのほうは大学で行うものなので、結構最小単位というか、私たちが行けるところで広報活動を行っている最中ではあるんですけども、今では法務省からもちょっと依頼をいただいております、法の日フェスタに出演させていただいたりおもしろいとか、そういった部分で、ほかとのつながりの中で広報活動をしてもらっているような状況になっております。

八王子からは以上でございます。

○長濱 ありがとうございます。早稲田大学広域BBS会からいかがでしょうか。

○上田 私がBBS会に入会したきっかけは、私は大学に入学してからすぐに入会したんですけども、入学前の高校3年生のときにテレビでやっていた特集を見まして、その特集というのが「誰もボクを見ていない」という著書の特集だったんですけども、ある少年が自分の祖父母を殺してお金を取るという事件で、何でそんなことをしたのかといった特集だったんですけども、その中で、その少年が母親から支配を受けていたという、その環境のもとで育ってきたというのがあって、単純に言ってしまうとお母さんの命令で自分のおじいちゃん、おばあちゃんを殺したという事件だったんですけども、それを見て、なぜそういうふうに理不尽に苦しまなければいけないんだろうという、置かれた環境で少年が理不尽に苦しまなければいけないのはやはりおかしいなと思ったことと、少しでもそういう少年の力になればいいなと思って、ボクはこのBBS会を調べて見つけたんですけども、本当にたまたま早稲田にあったのでBBS会に入ることができたんですけども、そんな感じで僕はBBS会に入りました。

早稲田のBBS会でどんな認知の方法をとっているかといいますと、新歓期は、もちろん学生に入会を勧めるんですけども、それにプラスして、ツイッターであったりホームページに逐一活動状況の報告を載せたりして認知してもらえるようにしているとか、あとは名刺を配るようにしていたり等が、認知してもらえるように僕らが活動している大体的内容になるかと思います。

○多田 ありがとうございます。

○長濱 どういうきっかけでやられているか、どういう思いでやられているか、それをどのようにして広く知ってもらおうかということについて皆さんにお話しただけかかと思えます。

そのほか、BBS会の皆様に聞いてみたいことや、ご自身が学ばれていること、実際に何か取り組まれていることなどを端緒にお話しただけのことはありますでしょうか。

○阿部 筑波大学から参りました阿部光多と申します。

私も今、広域BBS会に所属しております。八王子さんと早稲田さんそれぞれに感想と質問があるんですけども、まず、八王子さんのほうからいきます。

八王子さんの紹介を聞いていてすごく参考になったのは、研さん活動のところでOB、OGを使うというところ。これはそういえば自分にはない視点だったなと思って、自分の大学にもそういう人間関係の学部があって、家庭裁判所調査官だったり法務教官、保護観察官になっている方々がいらっしやるので、そういう方につないで講演をやってもらうのは自分たちでもやってみようかなと思います。

質問は、これはBBSの業務に関するちょっと生々しい話になるんですけども、八王子さんは自分たち主催の事業をやっていると思うんですけども、私のところもBBS会員と保護観察官の方、あと少年を交えてスポーツ交流会なるものをやろうと企画したんですけども、そこから予算をどう取ればいいのかうまく決められなくて、自分はほかのサークルでも、BBSとは関係ないんですけどもイベントを運営するサークルに入ったんですけども、そちらにおいても予算獲得にかなり難を奏して。

なので、八王子さんに関しましては、主催事業の2つの予算の獲得もとだったりやり繰りについて聞きたいと思っております。

早稲田さんには、まず感想といたしましては自己研さん活動のところで、私のところでも勉強会をやっているんですけども、私の大学では会員の誰かがスライドを作成し、そのスライドをつくった人が、例えば少年法だったり発達障害だったりそういうものを調べてスライドで発表して、討論テーマを決めて話し合うということをするんですけども、学生はアルバイトもあったりサークルもあったり大学の授業もあるので、なかなか勉強会がやりにくいんですよ。そこにスライドの作成が入ってくると「うわ、大変だ」となってます。

それで、更生保護の映画を見てそれで討論させるというのがあって、これはすごくいいなと思って。確かに自分の大学の授業を受けていて、更生保護に関するそういう英語もそうなんですけれども、例えば精神障害、鬱とか統合失調症とか、精神障害の方も刑法犯で捕まることがあると思うので、そういうものを見せて話し合うのはありなのかなと思いました。

質問はともだち活動のほうで、先ほどのディスカッション第1部でなかなか依頼が少ないという話が出たんですけども、これを見た感じ、保護観察所だけではなく児童相談所、保護司、スクールソーシャルワーカー、警察、警視庁とさまざまあって、僕は純粹にすごいなと思ったんですね。そういう公的機関等に紹介を受ける経緯とか、あと、多分そういう機関に広報したと思うんですけども、どういう広報をしたかについてお聞きしたいと思います。

○長濱 ありがとうございます。

活動していこうと思ったら元手となるものが要するというのは現実的なのかなと思います。まず八王子BBSから、ご質問のあった点で何かお話しただけのことはありますでしょうか。

○松井（優） ご質問ありがとうございます。

まず予算についてですけども、主催事業に限らず、八王子BBS会全体の予算として何点か財源がございます。1つは、会員から会費を徴収しています。学生会員と社会人会員で少し差はつけているんですけども、学生は年間4,000円、社会人は年間5,000円で会費を徴収しています。

そのほかに、八王子の保護司会であったり国際ソロプチミスト八王子など、BBS活動に協賛して下さる方から賛助金や補助金をいただいています。

全体予算のそのほかに、主催事業についてはBBS支援連絡会議というところからこの事業に対する予算、支援金というものをいただいております。もちろん支援金で全て賄っているわけではないんですけども、こうした財源をもとにして行っております。

ただ、八王子BBS会も活動がかなり多くなっておりまして、やり繰りしていく中で難しい部分も、予算不足になってしまう部分もありますので、今年度はクラウドファンディングに挑戦しております。2020年1月14日から現在もクラウドファンディングも行っておりますので、もしよろしければ「八王子BBS会 クラウドファンディング」と検索していただければ活動紹介なども載っておりますので、ぜひホームページをご覧くださいと思います。

そのように、会費だけに頼らず支援して下さる先をいろいろな方法で探しまして、予算としています。以上です。

○長濱 いろいろな工夫をされた中での実際の実組まで教えていただきまして、ありがとうございます。

早稲田大学BBS会の方々は、いろいろな依頼元があるということでしたが、そういったとこ

ろの開拓などについて何かお話しいただけることはございますでしょうか。

○古門 私の場合は依頼もとが都内の学校なんですけれども、学校の先生が、別の会なんですけれどもBBSのOBということで、BBSの存在を知っておりまして、そこから「依頼したい子がいるんだけど、BBSで頼めないか」というふうに依頼が参りました。

あとは、新宿の保護司さんと地域ぐるみで連携しておりますので、そこから紹介していただいたりとか、あとは児童相談所に実際に赴いているので、そのつながりで紹介していただいたりしております。

あと、養育里親の方からもともだち活動を依頼していただいておりますので、その場合は、その里親さんがBBSのOBという場合でございます。BBSのOB、OGのつながりでともだち活動を紹介していただくことが結構多いかなという印象です。

○長濱 ありがとうございます。

きっと、OB、OGが積み重なってたくさんいらっしゃるのだと思います。そういった方々の活用について、阿部さんのご発言も踏まえ、貴重なお話をいただけたかと思えます。

先ほどBBS会に入られたきっかけなどについてもお話しいただきましたが、例えば、ご自身が学ばれていたことに端を発してBBSに興味を持たれたお話などもいただけたかと思えます。

学問・学術と実践をつなごうというのが今回のわかものシンポジウムの一つの大きな目的でもありますので、もしよろしければ、論文を書かれた方の中で、BBS会の方々に話を聞いてみたいといったことがありましたら、ご発言いただければと思うのですが、どなたかいらっしゃいませんか。

○余語 BBS会の活動を聞いて、すごく興味深いなと感じました。

私は、先ほど申し上げたとおりBBS会ではなく東京少年友の会で4年間ボランティア活動をしていますので、その辺の比較といいますか、そちら側からの視点でちょっと質問させていただこうかなと思っています。

東京少年友の会を簡単に説明しますと、事件を起こして、家庭裁判所に送致されて試験観察に付された少年に対して、家庭裁判所調査官の方が一定の期間、調査をするに当たって、その様子といいますか、家庭環境であったり交友関係を見ていく中で、その間に教育的な措置を行うということで私たち学生の力を活用しているわけです。

そういったところに入ってくる学生は、恐らくBBSというのにも興味があると思いますし、その点、刑事政策とか少年法とか刑法とか、家庭裁判所の心理職を目指している方、そういったところで、同じような興味を持っている人たちが会員の奪い合いにならないか。

あと、私どもは会員数の減少にちょっと苦しんでおりまして、先ほどホームページで検索して出てきたということでしたけれども、私たちはホームページに載せることを考えてはいるんですけれども、裁判所から余りいい答えが得られていなくて、というのは、少年が個人的にそこに連絡して個人的な接点を持ってしまうことを危惧しているところがあって、その辺の対策等はどうかお聞きしたいと思います。

あと研修というのは、具体的にもう少し聞きたいのは、例えば事例検討とかプログラムの開発とかその辺をしているのか。もちろん求められているところは少し違うとは思いますが、例えば家庭裁判所調査官とか保護観察官の意図はもちろん違うとは思いますが、非行防止や再犯防止というところを考慮しますと、やはりそこでの目的は一致しますし、共通する点が多いと思います。かといって、またそこを同じように活動していこうとする1つの団体でいいか

という、手続上、不安定な地位にある司法手続の段階と保護観察が決まった後の少年というのはまた、そこでずっと活動を続けていくのも少年の不利益という点でふさわしくないということも考えられます。ですので、私の意見としましては、研修などでお互いにノウハウを共有し合っ、て、目的が共通している部分に関しては少年のために力を合わせていければいいなと思っているので、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

あと、少年友の会に興味がある方は、資料をご用意しております。

○長濱 余語さん、ありがとうございます。

同じボランティアと言いましても、BBSだけではなく、ご紹介いただいたようなものもあるのだということも、本日、皆様に知っていただけたのではないかと思います。

そうしましたら1点目の、広報におけるホームページの活用や、あまりいたずらに近づけてしまわないための対策など、可能な範囲でお話しいただきたいと思います。

先ほど八王子BBS会のホームページのご紹介があったかと思いますが、何かされていることがありましたら教えていただけますでしょうか。

○松井（優） ご質問ありがとうございます。

私たちがクラウドファンディングでホームページを作成する、サイト上に情報を載せるというのは新たな試みでありまして、今までSNSやホームページといったインターネット上の情報の掲載を一切行っておりませんでした。それは、やはり少年友の会の場合と同じように、少年たちが接点を持ててしまったりとか、あとはそういった施設に実際に行っていることを知られてはよくない人がやはりいるということで、そういった情報は上げていませんでした。

今もクラウドファンディングという限定的な公開、期間を限定した公開にして、内容を精査して情報を掲載するようにしています。また、連絡先も載せてはいるんですけども、共通のメールアドレスにして個人的な接点を持たないように、また、もしメールが来た際も会員全員で共有して対応できるような形をとっています。

今のところ、まだメールは来たことはないですけども、これからもちろんそういった危険性もあると思うので、こういった質問をいただいてありがたいと思っています。

○長濱 続いて早稲田大学広域BBS会の方から、研修について、事例検討やノウハウの共有などの観点からお話しただけのことがありますでしょうか。

○古門 自己研鑽活動の一環の研修としましては、現在、当会には企画担当が4人おりまして、持ち回りで研修の企画を担当したりしております。

具体的には、先ほどもお話にありましたけれども映画を見たりとか、発達障害についてとか児童虐待についてのパワーポイントを作成して、それで勉強会を行う。あとは心理検査を実際に体験してみたり、ロールレタリングを実際に会員でやってみようとか、あとは少年院とか鑑別所の施設訪問というか、見学に行かせていただいたりしております。

先ほどお話にあったように、本格的なプログラムを開発したり事例検討であったり、確かに法学部に通っている者も多いんですけども、そういったことは今まで考えていなかったもので、検討していきたいと思っております。

あと、少年友の会とも向いている方向性はとても似ていると思うので、今後、研修会の一環として一緒に勉強会もできたらなと考えております。

以上です。

○長濱 ありがとうございます。

これをきっかけに、もし新たな連携ができるのであれば、とても良い機会になって、私としまでもうれしい限りでございます。ありがとうございます。

実は今、ご発言をいただいた古門さんも、先ほどからご紹介しています京都コンgress・ユースフォーラムにご参加いただくことになっております。この京都コンgress・ユースフォーラムは、まさに、先ほどBBSの皆さんにきっかけ等でもお話しいただいたように、若者が自分たちに何ができるだろうか、自分たちにできる取組としてどのようなものが考えられるかというところで、世界中の若者たちを集め、議論していく場となっております。

本日来ていただいている金田さんもそうなのですが、鬼崎さんにおかれましても同じくユースフォーラムに参加していただきます。鬼崎さんから、もしよろしければ本日のディスカッション等を踏まえて、ユースフォーラムに絡めつつ何かお話しただけのことがありましたらお願いいたします。

○鬼崎 広島大学教育学部から参りました鬼崎遙と申します。私自身も今、東広島地区BBS会というBBSに所属させていただいております。

4月に行われる京都コンgressのユースフォーラムにも参加させていただくんですけども、ユースフォーラムにはBBS会員も参加させていただくのに加えて、もちろんほかのいろいろな方が参加されて、ここにいらっしゃる方もいろいろな専攻を持っていたりとか、また高校生も参加されるので、複数の視点から考えられるような会になるのではないかと考えています。

その複数の視点から考えて、今までのBBSだと少年の気持ちを優先させてといった切り口だったのが、ほかの方から意見をいただいて、もう少し新たな切り口が得られたらと考えています。そして、高校生等が参加してくれることによって、もっといろいろな人たちに非行少年が社会に戻ってきたときに「おかえり」と言えるような雰囲気が広がるようなことが話し合えたらと、すみません、ざっくばらんなんですけれども、思っています。

今回の会が生かせるように、私自身も勉強していきたいと思っています。

以上です。

○長濱 ご紹介いただきましたように、ユースフォーラムには、高校生も参加することになっております。高校生、大学生、それより少し年齢の高い人たち、世界の若者が集まることになっておりますので、本日の議論もそれに向けて大変有益なものだったのではないかと考えております。

時間が押ししており恐縮ですが、最後にBBS会の方から、本日の第2部を中心に、議論したことを踏まえまして、ご感想や、発表いただいたことに加えて今後の活動の展望、その他お気づきの点など、何かございましたら簡単にご紹介いただければと思います。

まず八王子BBS会から、いかがでしょうか。

○難波 本日のこの会に参加させていただいて、普段、八王子のほうで私たちは活動を行っているんですけども、それ以外のBBSの方だったり、論文の中でBBSのことを調べていただいた方とか、あとはそういう興味があるような方と一緒にこういった議論ができて、本当によかったと思っています。

私たち自身、今、2人しか参加していないんですけども、会に持ち帰ってみんなにこのことを話せたらとは思っています。

やはり八王子のBBSでもまだまだ課題があって、これからどうしていくかというところもあるんですけども、今後、今もクラウドファンディングの真っ最中でして、先週ぐらいから始まったのでまだこれからなんですけれども、その中で費用を集めること、プラス周知を図っていき

たいなどは思っています。また、そういった中でBBSをもう少し広めて、もっと仲間がふえたらいいなどは思っています。

私自身4年生なので、これからのBBSをつくっていくのは私たちよりも下の学生の方たちなので、そういった方たちにもBBSがよりよいものになるように頑張っていたらと思うんですけれども、その辺は私たちが教育していかなければならないなとも思っています。

○長濱 ありがとうございます。

早稲田大学広域BBS会からもいただけますでしょうか。

○古門 初めの発表でもございましたように、少年犯罪は年々減少してきておりますけれども、不登校、引きこもり、居場所がない子供、少年たちがまだまだたくさんいると思われまので、そういうデータからは見えてこないような子供たちにも、より多くの機関と連携することで幅広い支援につながるのではないかと思います。

今回のシンポジウムでも、多機関連携というキーワードがたくさん出てきたように考えております。また、同時に、既につながりのある方々、例えば保護司会であったりとか更生保護女性会の方出会ったりとか、そういった方たちともいま一度連携を強化して地域を挙げての取組にしていけたら、さらにBBSというものが大きなものになるのではないかと考えております。

今回得た学びを生かして、さらに早稲田BBSでも活動の幅を広げていけたらと思います。

また、ユースフォーラムに向けましても大きな学びになったのではないかと実感しております。以上です。

○長濱 ありがとうございます。

お時間が参りましたので、ディスカッションを終了したいと思います。

拙い進行でいろいろとご迷惑をおかけしたかと思いますが、皆様のご協力を得まして、大変有意義な、私どもにとりましても大変勉強になる良い機会となったと思います。皆様にとりましてもそういう機会であったならば幸いです。

最後に、ディスカッションにご参加いただきました皆様にいま一度拍手を頂戴できますと幸いです。

○総合司会 皆様、活発なご議論ありがとうございました。

## 講 評

○総合司会 ここで、本日のシンポジウムの講評に移らせていただきます。

それでは、まず、懸賞論文の審査員でございました法政大学大学院法務研究科、安東教授からお願いいたします。

○安東 ただいまご紹介にあずかりました法政大学の安東と申します。

私は、法律実務家として法科大学院で主に刑事法を教えております。今回、刑事政策研究会の懸賞論文の審査員を初めて務めさせていただきました、非常に貴重な経験をさせていただきました。

また、今回のシンポジウムにも参加させていただきました、若い方々からの刺激を受けて、非常に有意義だったと思います。

今回の懸賞論文や今日の議論について一言で申しますと、今回のテーマにふさわしい、誠に若者らしさに溢れたものだったと思います。

若者らしさの1つは、変革へのチャレンジ精神です。懸賞論文の受賞者、特に今日いらしているお三方の懸賞論文のテーマを見ますと、いろいろな変革へのチャレンジの提言がありました。現行の法制度の枠組みの中では導入するのが厳しい提言もあったと思いますけれども、この場にいらしている実務家の皆さんは、ぜひこの若者たちの意見を少しでも生かしていただくよう努力していただければと思います。

若者らしさの2つめは、第2部のBBSを中心とした議論を聞いておまして、皆さんが熱心に取り組まれている中で、非行少年の立ち直りに助力することはご自身の成長にもつながっているという点です。早稲田BBS会の古門さんが、ともだち活動を通じて児童への接し方を学ばれ、また、今回の場も学びになったとおっしゃったのはまさしくそれで、そういうご自身の成長のために皆さんが活動されているということも、聞いておまして私自身も勇気づけられました。

将来に富んでいらっしゃる皆さんが、さらに成長を目指してこれからも活動を続けていただきたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

○総合司会 安東教授、ありがとうございました。

次に、同じく懸賞論文の審査員でございました慶應義塾大学法学部、太田教授からお願いいたします。

○太田 慶應義塾大学の太田でございます。

私は刑事政策、被害者学、それからアジア法を研究している者ですけれども、今日は第1部の懸賞論文の方々の報告を伺い、また第2部のBBSの活動の話をお伺って、若い人たちの熱意溢れる主張、それから活動に本当に感心しましたし、頼もしく思いました。

今日のテーマは、いわゆる非行少年とか要保護少年に近い世代の若者たちによる支援の意義とか役割は何かということだと思うのですけれども、第1部の議論の中でも、いい子ちゃんがそういう支援をして果たして感銘力があるのかといった話も出ていましたけれども、私は、世代が違う保護観察官とか法務教官とは違って、やはり世代の近い人たちが普段の、普通の生活を示すことは非常に意味があるのではないかと考えています。そういった非行少年とか要保護少年たちは家庭環境に恵まれていない子が多いですし、それから交友関係も、不良関係のものが多く中で、そういう普通の生活を——皆さんいろいろ有意義な活動をされているので普通と言うと失礼ですけども、——若い人たちが普段どうしているのか、どうい生活を送っているのかを示すことによって、いい意味での役割といいますか、モデルロールを果たすといったことは非常に大きな意味があって、これは恐らく年齢の離れた観察官とか法務教官とか刑務官にはできないことであろうと思います。

それから、第1部で余語さんがお話されたティーンコートは、一般のボランティアの少年も出ていますけれども、前にティーンコートを受けた非行少年は、その後、ティーンコートのほうの陪審等に回らなければいけないことになっています。そういう元非行少年たちも更生した後には非行少年の裁判にかかわることによって、非常に現実味のある立ち直りの方向を示すという点でやはり意味があると思います。もちろん、いい子——という言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういう人たちはそういう人たちで、普通の生活やライフスタイルや考え方を示すことも非常に意味がありますし、そうではなくて、自分たちと同じように大変な環境の中でいろい

ろ問題を起こしてしまった後に更生した若者たちが、自分たちがどういう経緯を辿ってきたのかを示すことも非常に意味があると思います。そういった意味では、いいロールモデルをつくるというのが皆さんの非常に大きな役割だろうと思っていますので、今後も皆様の主張なり活動をどんどん展開していただけたらと思います。

最後、いろいろ話を伺っていて少し課題があるなと思ったのは、意外と情報共有が行われていないんだなと思いました。各BBSとか友の会もそうですけれども、いろいろな活動をやっておられますし、またいろいろな課題を抱えている、そういうお互いのノウハウとか苦労をもう少し情報共有することによって、お互いが発展していくことができるのではないかなと思いましたので、今日お互いに面識もできましたので、この機会に、今後、交流を進めてお互いのいいところを学んだり、お互いが抱える課題を克服していくことに役立ってくれればと思います。

以上でございます。

○総合司会 太田教授、ありがとうございました。

次に、同じく懸賞論文の審査員でございました法務省法務総合研究所、大場所長からお願いいたします。

○大場 法務総合研究所の大場でございます。

私は、約34年前に検事になりまして、刑事事件の捜査とか公判、あるいは法務行政の関係で仕事をしてまいりました。そういう意味では、再犯防止とか非行からの立ち直りというのは関心はあるんでありますけれども、30年も前の検察官の仕事というと、事件を捜査してその人を起訴するかどうか、あるいは刑事の裁判所で立ち会って有罪を獲得できるかとか、そこに非常に重点を置いていたわけでありますので、再犯防止とか立ち直りというのは直接はかかわれなかったんですが、しかし、よりよい社会をつくるためにはとても大事な仕事だと思っています。

そういう私ですが、3点ほど申し上げたいと思います。

1点目、刑事政策研究会の懸賞論文。今年の夏、夏休みの宿題と思って多くの論文を拝読させていただきました。どれもよく調べて、自分たちのやっていること、経験したこと、あるいは学んだことを文章にさせていただいたと思っています。約40年前に学生だった自分がこんなものを書けるかと言われたら、多分無理だろうなど。いろいろ引用されている文献も、およそ目にすることはなく学生時代を過ごした者としては、今回4人の方が受賞されたわけですが、いずれも素晴らしい作品だと思っています。

2点目であります、ちょっとこれは宣伝です。

最初に法務総合研究所の鈴木研究官から話がありましたけれども、犯罪白書。これは皆さんご覧になっている方が多いと思うんですけども、令和元年度の犯罪白書は平成の刑事政策ということで、平成の約30年間を振り返って社会でどんな出来事があったか、それに対して検察や裁判あるいは矯正、更生保護、あるいは少年非行の関係でどんなことをやってきたかを示す一覧表があります。今後、令和がどういう時代になるかを占う上でも、恐らく皆さん平成生まれでしょうから、「自分が生まれたときはこんなことがあったな」とか「こんな立法がなされたのか」ということを知るのに非常に役に立つと思いますので、ぜひ令和元年の犯罪白書を見ていただければと思っています。

3点目であります、懸賞論文の中で本田さんの作品について少しコメントさせていただきますと、薬物犯罪というのは非常に深刻な問題があると思っています。法務省の関係では矯正局がそうですし、保護局もそうですし、それぞれ薬物に対応する、薬物離脱のプログラムがあるわけ

であります。また、制度としても、刑の一部執行猶予という制度が数年前から導入されております。いわば一旦刑務所の施設の中に入った人については施設の中での薬物離脱のプログラムもあれば、保護観察になってからもそれがあるということで、1つ継続的にプログラムは用意されているわけですが、初犯の人ですと、保護観察をつけない執行猶予判決が多いものですから、その人たちをどうしていくのが非常に大切な課題ではないかと思えます。

近いところでは、とても有名なプロ野球の選手とか、女優さんですかね、捕まったりしているわけであります。また、これもタレントさんですかね、3回ぐらい捕まって、ダルクにも通っているけれども、また手を出してしまったということで捕まったという報道もされていますので、そういった人たちへどういうふうに社会が対応していくのか、非常に大事な問題だと思っております。これはひとえに刑務所に何年入ったらそれで終わりということではなくて、まさに矯正や保護、あるいはBBSもそうですけれども、いろいろなボランティア団体との連携が非常に大事なんだろうと思っております。

その中では、やはり本田論文が指摘されていたように、医学なり薬学の知識を持った人がそういった指導に当たるのも非常に有効なことではないかと思えますし、また、矯正や保護の人たち、あるいは検察の人たちもそういった医学、薬学をやっている人たちとの交流が大事なんだろうなと思えました。

今、太田先生から情報共有が非常に大事ではないか、それがなかなかされていないのではないかとご指摘もありましたけれども、我々役所の側としても、縦割りをできるだけ排除して横での連携、あるいは役所同士ではなく民間との連携というのは非常に大事なんだなと思っております。

ありがとうございました。

○総合司会 大場所長、ありがとうございました。

次に、法務省矯正局少年矯正課、小山課長からお願いいたします。

○小山 少年矯正課長の小山でございます。私は今、少年院と少年鑑別所を担当させていただいています。

少年院は今、外とのつながりを大事にしていこうと思っております。少年鑑別所も同様です。子供たちのことを考えますと、社会の中に応援してくれている人たちがいるんだと感じてもらいたいと思っております。なので、外部の方にいろいろ少年院、少年鑑別所の中に入ってきてもらおうと思っております。ぜひ、今日の論文にありました医学生の方々、それから優等生も同級生も当事者の方もメンターの方もBBSの方も、どんどん入ってきていただいて、一緒に彼ら、彼女らの立ち直りを助けていきたいと思っております。

本田さん、北海道の少年院は少しずつ減ってきているんですけども、近くでは帯広とか千歳にありますので、ぜひ来ていただいてお話ししていただければと思います。

また、八王子のBBS会のコメントの中で、男性のみとか、特定の子供に継続してかかわれないといったご指摘がありましたので、そこは持ち帰ってしっかり検討したいと思っております。

○総合司会 小山課長、ありがとうございました。

次に、法務省保護局更生保護振興課、押切課長からお願いいたします。

○押切 保護局の更生保護振興課長の押切と申します。私どもは、更生保護関係のボランティアの方々を担当させていただいております。私はもともと保護観察官です。

今、BBS会からご報告をいろいろいただきましたが、BBS会員は全国に約4,500人いらし

て、半分ぐらいが学生の方で、あと半分は社会人の方です。活動の中心の1つとなるともだち活動は、年間の数字にしますと大体200件ぐらいやっていたいております。

また、日本のBBS活動は一昨年、平成29年に70周年を迎えましたし、今年度はクラウドファンディングを八王子BBS会を始め3つのBBS会でやっていたいております。いよいよユースフォーラムにも参加するというので、非常に今、躍動しているというか、動きのある団体だと思っております。私ども、いつもBBS会には大変お世話になっていますが、これからもますます連携をお願いしたいと思っております。

今日のお話の中で1つ核としてあったのは、ピアといいますか、同じ世代の人がかかわるということであったかと思っております。同じ世代の方々がかかわるというのは何故大事かという、例えば保護観察では、ある程度専門的なトレーニングを受けた保護観察官と民間のボランティアである保護司の方々がかかわるのですが、保護観察官と保護司というのは、いわばその対象の子の指導監督をするわけですから、ある意味権力関係があるわけですね。その一方でBBS会員の方々は、同世代で、なおかつそういった権力関係のない、同じ目線でかかわってくださっているという点で、子供にはやはり違う存在に映るんだと思っております。そのときに何が大事かという、BBS会員の方々との交流とそれによって得られた視点は、保護観察官や保護司との交流によって得られた視点とはまた違うものだということです。その子たちがいろいろな視点を取り込むことによって、その子たちがいろいろなことに気づいて、家庭環境とか交友範囲とかの要因で狭くなっていた視野や固くなっていた考えが、広くなり、ほぐされていくことがあるのだと思っております。新しい気づき生まれ、その中から立ち直りのきっかけをつかんでいくことに、ぜひ皆様には今後ともご協力いただきたいと思います。

それからもう一つ、私は、一昨年保護観察所におりまして、BBS会のグループワークに参加させていただき、会場に行く途中で保護観察対象少年を職員が運転する車で拾って連れていったのですが、行くまでの車の中で本当に能面みたいな感じだった子が、グループワークに入ったらすごく笑顔が出てきて、やはり感情がそこで動いているんだなと思ったことがあります。そういった人を動かすというか、感情を動かす力というのは、皆さんのほうが恐らく大きいのではないかと思います。

ぜひこの分野にこれからも関心を持っていただいて、積極的に参加していただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

本日は本当に貴重な機会をありがとうございました。

○総合司会 押切課長、ありがとうございました。

最後になり恐縮でございます。法務省大臣官房国際課、柴田課長から、京都コンgress・ユースフォーラムの関係も含めてコメントいただければと思います。

○柴田 大臣官房国際課は、京都コンgress・ユースフォーラムの実施主体でありますので、今日はこれから、本日の感想と宣伝の両方についてお話させていただきたいと思っております。

まず、全体的なことにつきましては2点、今回のこのイベントは意義があったと思っております。

1点目は、既に先生方が言及されていますとおり、同世代のかかわり方、同世代がかかわるこの意義についての気づき等々があったことです。そして、近づいておりますユースフォーラム本番で、今日の議論をより生かしたいと思っており、ユースフォーラムは成功するに違いないと確信しております。

2点目は、これも先生方から言及がありましたが、ネットワークについてです。これまで、こ

ういった内容について互いにつながるネットワークがなかったのではないかとのご指摘もありましたが、逆に言うと、今日をスタートとしてネットワークが築けたということでもございます。

また、各論的なことを申し上げますと、まず第1部の論文につきまして、いずれも私にとっては新しいもので、おもしろく、勉強になりました。特に、本田さんの医学生、薬学生による取組というところは、なかなか司法の分野でかかわっている人間には思いつかない発想なので、非常に斬新でおもしろいと思いました。

それから第2部、こちら私も私にとって、大変興味深かったのは、ファンディングについて皆さんがかなり具体的に議論をされていたところです。学生時代、あるいは若い時代のこうした活躍が、当該分野だけではなく、いろいろな意味で社会人としてのスキルを身につけることになるのではないかと思います。

そして最後に、宣伝でございますが、京都コンgres本番まで、本日であと86日となっており、ユースフォーラムはその前の週にありますので、あと79日ということになるのではないかと思います。ユースフォーラムは3日間、合計百数十人の日本人、外国人の若者が英語で議論をするという、とてもチャレンジングな会議です。ネットワークの話が先ほどありましたが、今度は日本だけではなく、海外からも同じような若者が参加するので、これはまさに良いネットワークを築く機会です。また、大人側、主催者側としては、世界から専門家や国連関係者等々が参加しますので、皆さんにとって非常に良い機会になるのではないかと思います。

このユースフォーラムは、参加者の募集は既に締め切っておりますが、議論当事者以外のオーディエンスとして参加できるシートをさらに設けたいと考えております。今日お手元にフライヤーがあるかと思いますので、もしご関心があれば、係の者に言っていただいても結構ですし、記載のあるホームページあるいはメール等にアクセスの上、ぜひご連絡をいただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○総合司会 柴田課長、ありがとうございました。

以上をもちまして講評を終了させていただきます。

ここで、本日、法務省の今福保護局長に出席いただいております。今福局長からもぜひ一言いただきたいというリクエストが寄せられておりますので、局長、大変恐縮ですが、一言お願いいたします。

○今福 一言だけ御礼の言葉を申し上げたいと思います。

私、保護局長として更生保護を担当していますが、今日はその所掌の範囲を超えて、今回のテーマである安心・安全な社会の実現に向けて若者に何ができるかという観点で、実践的で、また理論的でいい話をいっぱい聞かせていただきました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

今、この社会を評して分断社会と言われたりしますが、若者たちがどうその分断を壊していくのかということ観点からいろいろご発表があったように感じました。ただ若いというだけで有利な位置にいるか、それでできるかということ、そういうものではないでしょう。皆さんが今日言われたのは、BBSの基本理念にもなっていますけれども、同じ目の高さでかかわろうとする、ここが基本にあって、それでようやくそういったものがなされるのかなと思います。しかしそれは、大きな努力と意思がなければ同じ目線には立てない。どうやって立つのかということが今日、議論された点かなと思っています。

一口に友達になるといっても、単純に分けてみても、同じ境遇の人が追いやられるように寄り集まる友達もいれば、一方では自分は信頼してくれる人が欲しい、信頼する相手が欲しい、その気持ちに応じてできる友達もあると思うんですよね。今日、皆さんは後者の、信頼される友達、信頼される大人あるいは先輩になるためにはどういうことができるのか、そして実践では何ができるのか、そういうことを話されたんだなど。

今日はいろいろな提言がなされ、またBBSの活動について実践報告がありました。本当に意識の高い、鋭いご発言ばかりでした。大いに参考にさせていただきます。

ユースフォーラムの日まで、もう80日は切ったんですよ。今日がシンポジウムがホップになって、ユースフォーラムをステップとして、そして我々がここで考えたことが本当に世界に通用するのか、あるいはそこでまた新たな仲間を世界から勝ち取るのか、そういうことを試す場としてユースフォーラムにぜひつなげていっていただきたいし、また、あくまでそれはステップですから、ジャンプはその後にあるわけですから、皆さんがそういったことを試された後、それぞれの地域で、地域に根ざして今までの志をどう実現するのか、そこでまた花を咲かせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○総合司会 今福局長、ありがとうございました。

## 閉 会 挨拶

一般財団法人日本刑事政策研究会常任理事 梶 木 壽

ご紹介いただきました梶木でございます。

ちょうど学内試験の最中でありますのに大勢の学生の方にご参加いただきまして、ありがとうございました。

犯罪とか非行という問題は、その国の文化あるいは歴史、経済、社会の負の部分の縮図であります。皆さんは統計資料を読み、人の論文を読み、また自分でも論文を書き、活動を実践しておられるという意味で、非常にいい勉強をしておられると感じました。

今回のこのシンポジウムのテーマ「安心・安全な社会の実現に向けた若者の役割について」という講座を私が担当しておりましたら、2単位で皆さんにAを差し上げたいと思った次第です。

最後に、情報共有の話が出ました。

我々のところで運営しております刑事政策研究会のホームページに、投稿欄がございます。活動報告等、この投稿欄を利用して皆さんの相互の情報共有に使っていただけたらと思います。

本当に今日はありがとうございました。